



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則	行財政局給与課	1
規則	神戸市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則	健康局環境衛生課	8
規則	神戸市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	地域協働局住民課	52
告示	令和5年第3回定例会市会で議決された令和5年度神戸市各会計補正予算	行財政局財務課	53
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	69
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	72
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	74
告示	道路法による道路の区域変更(市道 住吉村合併70号線)	建設局道路管理課	76
告示	指定管理者の指定(神戸市立婦人会館)	地域協働局男女共同参画課	77
告示	地縁による団体の認可について(有野町大池自治会)	地域協働局地域活性課	78
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	79
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	80
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	81
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	82
告示	指定管理者の指定(神戸市立住之江児童館ほか)	こども家庭局こども青少年課	83
公告	建築協定区域内の土地に係る借地権消滅の旨の届出及び協定書の縦覧(舞多聞西3丁目てらいけ地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	86
公告	都市公園の区域変更(東須磨公園)	建設局公園部管理課	87
公告	有料公園施設(苔谷公園体育館)の供用日変更	建設局公園部管理課	88
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(ア・ラヴリ西神中央建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	89
公告	大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出(神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業)	経済観光局経済政策課	90

令和5年12月19日 神戸市公報第3839号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市北区甲栄台1丁目) 他	都市局都市計画課	92
区役所	行旅死亡人	中央区保健福祉部保健福祉課	93
交通局	神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	94
人事委員会	神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	107

労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月7日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第30号

労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 労務職員の給与等に関する規則(昭和31年7月規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第2 労務職給料表(第3条関係)							別表第2 労務職給料表(第3条関係)						
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円			給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	151,000	155,100	210,300	246,100	262,400	定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	139,000	143,100	204,300	241,100	258,200
	2	152,100	156,200	212,400	247,900	264,200		2	140,100	144,200	206,400	242,900	260,000
	3	153,200	157,300	214,500	249,700	266,000		3	141,200	145,300	208,500	244,700	261,800
	4	154,300	158,400	216,600	251,500	267,800		4	142,300	146,400	210,600	246,500	263,600
	5	155,300	159,400	218,500	253,200	269,700		5	143,300	147,400	212,500	248,200	265,500
	6	156,400	160,500	220,300	254,900	271,500		6	144,400	148,500	214,300	250,000	267,300
	7	157,500	161,600	222,100	256,600	273,400		7	145,500	149,600	216,100	251,800	269,200
	8	158,600	162,700	223,900	258,300	275,300		8	146,600	150,700	217,900	253,600	271,100
	9	159,600	163,700	225,700	259,900	277,200		9	147,600	151,700	219,700	255,300	273,000
	10	160,700	164,800	227,200	261,600	279,000		10	148,700	152,800	221,300	257,100	274,900
	11	161,800	165,900	228,600	263,300	280,800		11	149,800	153,900	222,900	258,900	276,800
	12	162,900	167,000	230,000	265,000	282,600		12	150,900	155,000	224,400	260,700	278,700
	13	163,900	168,300	231,400	266,700	284,400		13	151,900	156,300	225,900	262,500	280,500
	14	165,000	169,500	232,900	268,500	285,900		14	153,000	157,500	227,400	264,400	282,100
	15	166,100	170,600	234,400	270,300	287,400		15	154,100	158,700	228,900	266,300	283,700
	16	167,200	171,700	235,900	272,100	288,900		16	155,200	159,800	230,400	268,200	285,300
	17	168,300	172,800	237,400	273,900	290,500		17	156,300	160,900	232,000	270,100	287,200
	18	169,500	174,100	238,900	275,500	292,500		18	157,500	162,200	233,500	271,800	289,300
	19	170,600	175,400	240,300	277,100	294,400		19	158,700	163,500	235,000	273,500	291,300
	20	171,700	176,700	241,700	278,700	296,300		20	159,800	164,800	236,500	275,200	293,300
	21	172,800	178,100	243,000	280,200	298,100		21	160,900	166,200	237,900	277,000	295,300
	22	174,100	179,500	244,300	282,000	300,000		22	162,200	167,700	239,200	278,900	297,300
	23	175,400	180,900	245,600	283,900	301,800		23	163,500	169,200	240,500	280,900	299,300
	24	176,700	182,300	246,900	285,700	303,600		24	164,800	170,700	241,800	282,900	301,300
	25	178,100	183,800	248,200	287,500	305,500		25	166,200	172,200	243,200	284,800	303,200
	26	179,500	185,400	249,600	289,200	307,500		26	167,700	173,900	244,700	286,700	305,200
	27	180,900	187,000	251,000	290,900	309,400		27	169,200	175,600	246,200	288,500	307,200
	28	182,300	188,600	252,400	292,600	311,300		28	170,700	177,300	247,800	290,300	309,100
	29	183,800	190,200	253,700	294,400	313,200		29	172,200	178,900	249,400	292,100	311,000
	30	185,400	191,800	255,300	296,100	315,000		30	173,900	180,600	251,000	293,900	312,900
	31	187,000	193,400	256,900	297,800	316,800		31	175,600	182,300	252,700	295,600	314,800
	32	188,600	195,000	258,500	299,400	318,600		32	177,300	184,000	254,400	297,300	316,700
	33	190,200	196,500	259,900	301,100	320,400		33	178,900	185,600	256,000	299,000	318,500
	34	191,800	198,200	261,600	302,800	321,900		34	180,600	187,300	257,800	300,700	320,000
	35	193,400	199,600	263,300	304,400	323,400		35	182,300	189,000	259,600	302,400	321,500
	36	195,000	201,000	265,000	306,000	325,000		36	184,000	190,700	261,400	304,100	323,100
	37	196,500	202,400	266,500	307,800	326,600		37	185,600	192,400	263,000	305,900	324,700
	38	198,000	203,900	268,300	309,600	328,100		38	187,300	194,100	264,800	307,700	326,300
	39	199,500	205,400	269,900	311,300	329,700		39	189,000	195,900	266,500	309,500	327,900
	40	201,000	206,900	271,500	313,000	331,300		40	190,700	197,700	268,200	311,200	329,600
	41	202,400	208,400	273,100	314,700	332,900		41	192,400	199,400	270,000	312,900	331,200
	42	203,900	210,300	274,600	316,400	334,600		42	194,100	201,600	271,700	314,700	332,900
	43	205,400	212,200	276,200	318,100	336,300		43	195,900	203,800	273,500	316,400	334,600
	44	206,900	214,100	277,800	319,800	337,900		44	197,700	205,900	275,100	318,100	336,300
	45	208,400	216,000	279,400	321,400	339,500		45	199,400	208,000	276,900	319,800	337,900
	46	209,400	217,600	281,100	323,000	340,900		46	200,800	209,700	278,700	321,400	339,300
	47	210,400	219,100	282,800	324,500	342,200		47	202,100	211,400	280,500	323,000	340,700
	48	211,400	220,600	284,400	326,000	343,500		48	203,400	213,100	282,200	324,500	342,100
	49	212,300	222,100	286,100	327,500	344,800		49	204,700	214,900	283,900	326,000	343,500
	50	213,000	223,400	287,800	329,100	346,200		50	205,700	216,600	285,700	327,600	344,900

51	213,700	224,800	289,500	330,500	347,500	51	206,900	218,300	287,400	329,100	346,300
52	214,400	226,200	291,100	331,900	348,900	52	208,100	220,000	289,100	330,600	347,700
53	215,000	227,700	292,800	333,400	350,200	53	209,300	221,700	290,800	332,100	349,000
54	215,900	229,100	294,400	334,600	351,400	54	210,300	223,400	292,500	333,400	350,200
55	216,800	230,500	296,000	335,800	352,600	55	211,400	225,000	294,200	334,700	351,400
56	217,700	231,900	297,600	337,000	353,700	56	212,400	226,600	295,900	335,900	352,600
57	218,600	233,600	299,200	338,100	354,700	57	213,400	228,300	297,500	337,100	353,700
58	219,300	235,200	300,900	339,300	355,500	58	214,200	229,900	299,200	338,300	354,500
59	220,100	236,800	302,600	340,400	356,300	59	215,100	231,500	300,900	339,400	355,300
60	220,900	238,400	304,200	341,500	357,100	60	215,900	233,100	302,500	340,500	356,100
61	221,700	239,800	305,800	342,600	357,800	61	216,700	234,500	304,100	341,600	356,900
62	222,400	241,200	307,500	343,400	358,500	62	217,500	236,000	305,800	342,400	357,600
63	223,100	242,600	309,100	344,100	359,200	63	218,300	237,400	307,500	343,200	358,300
64	223,800	244,000	310,700	344,800	359,900	64	218,900	238,800	309,100	343,900	359,000
65	224,500	245,400	312,200	345,500	360,500	65	219,600	240,200	310,700	344,600	359,600
66	225,100	246,600	313,700	346,000	361,000	66	220,300	241,600	312,200	345,100	360,100
67	225,700	247,800	315,100	346,500	361,500	67	221,000	243,000	313,700	345,600	360,600
68	226,300	249,000	316,500	347,000	362,000	68	221,800	244,400	315,200	346,100	361,100
69	227,000	250,200	318,000	347,500	362,500	69	222,500	245,900	316,700	346,600	361,600
70	227,500	251,700	319,500	347,900	363,000	70	223,100	247,500	318,200	347,000	362,100
71	228,000	253,300	321,000	348,200	363,500	71	223,700	249,200	319,700	347,400	362,600
72	228,500	254,900	322,500	348,600	364,000	72	224,300	250,900	321,200	347,800	363,100
73	228,900	256,400	323,800	349,000	364,500	73	224,900	252,500	322,600	348,200	363,600
74	229,300	257,900	325,100	349,400	365,000	74	225,400	254,200	324,000	348,600	364,100
75	229,800	259,500	326,400	349,800	365,500	75	226,000	255,900	325,400	349,000	364,600
76	230,300	261,100	327,800	350,200	366,000	76	226,600	257,600	326,800	349,400	365,100
77	230,800	262,700	329,200	350,500	366,400	77	227,200	259,300	328,200	349,700	365,500
78	231,400	264,300	329,800	350,900	366,900	78	227,900	261,000	328,800	350,100	366,000
79	231,900	265,900	330,400	351,300	367,400	79	228,600	262,700	329,400	350,500	366,500
80	232,500	267,500	330,900	351,600	367,800	80	229,300	264,400	330,000	350,800	366,900
81	233,000	269,000	331,400	351,900	368,200	81	229,800	266,000	330,500	351,100	367,300
82	233,500	270,400	331,900	352,200	368,700	82	230,500	267,500	331,000	351,400	367,800
83	234,000	271,800	332,400	352,500	369,100	83	231,200	269,000	331,500	351,700	368,200
84	234,600	273,200	332,800	352,800	369,500	84	231,800	270,500	331,900	352,000	368,600
85	235,100	274,600	333,200	353,100	369,900	85	232,400	272,100	332,300	352,300	369,000
86	235,400	276,000	333,600	353,400	370,200	86	232,900	273,600	332,700	352,600	369,300
87	235,800	277,400	334,000	353,700	370,500	87	233,400	275,100	333,100	352,900	369,600
88	236,200	278,600	334,400	353,900	370,700	88	233,900	276,400	333,500	353,100	369,900
89	236,600	280,000	334,700	354,100	371,000	89	234,300	277,900	333,800	353,300	370,200
90	236,900	281,400	335,000	354,400	371,300	90	234,800	279,400	334,100	353,600	370,500
91	237,200	282,800	335,300	354,600	371,600	91	235,300	280,900	334,400	353,800	370,800
92	237,500	284,100	335,600	354,800	371,800	92	235,600	282,300	334,700	354,000	371,000
93	237,800	285,400	335,800	355,000	372,000	93	236,100	283,700	334,900	354,200	371,200
94	238,200	286,700	336,000	355,200	372,300	94	236,500	285,000	335,100	354,400	371,500
95	238,500	287,900	336,200	355,400	372,500	95	236,800	286,300	335,300	354,600	371,700
96	238,700	289,100	336,400	355,600	372,700	96	237,100	287,500	335,500	354,800	371,900
97	239,000	290,300	336,600	355,800	372,900	97	237,400	288,700	335,700	355,000	372,100
98	239,400	291,400		356,000	373,200	98	237,800	290,000		355,200	372,400
99	239,700	292,600		356,200	373,400	99	238,100	291,200		355,400	372,600
100	240,000	293,800		356,400	373,600	100	238,400	292,400		355,600	372,800
101	240,300	295,000		356,500	373,800	101	238,700	293,600		355,700	373,000
102	240,600	296,200		356,700	374,000	102	239,000	294,800		355,900	373,200
103	240,900	297,300		356,900	374,200	103	239,300	295,900		356,100	373,400
104	241,200	298,300		357,100	374,400	104	239,600	297,000		356,300	373,600
105	241,500	299,400		357,200	374,600	105	239,900	298,100		356,400	373,800
106		300,200		357,400	374,800	106		298,900		356,600	374,000
107		301,000		357,600	375,000	107		299,700		356,800	374,200

	108		301,700		357,700	375,200
	109		302,400		357,800	375,300
	110		303,000		358,000	375,500
	111		303,600		358,100	375,700
	112		304,000		358,200	375,800
	113		304,500		358,300	375,900
	114		305,000		358,500	
	115		305,400		358,600	
	116		305,800		358,700	
	117		306,300		358,800	
	118		306,800			
	119		307,300			
	120		307,700			
	121		308,000			
	122		308,400			
	123		308,800			
	124		309,200			
	125		309,600			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		184,400	207,200	253,500	287,100	304,400

	108		300,500		356,900	374,400
	109		301,200		357,000	374,500
	110		301,800		357,200	374,700
	111		302,400		357,300	374,900
	112		302,900		357,400	375,000
	113		303,400		357,500	375,100
	114		303,900		357,700	
	115		304,400		357,800	
	116		304,900		357,900	
	117		305,400		358,000	
	118		305,900			
	119		306,400			
	120		306,800			
	121		307,200			
	122		307,600			
	123		308,000			
	124		308,400			
	125		308,800			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則(昭和42年2月規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u>	附 則 <u>(施行期日)</u>
1 [略]	1 [略]
2 第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の120」とあるのは、「 <u>100分の135</u> 」とする。	2 第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の120」とあるのは、「 <u>100分の125</u> 」とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年3月規則第104号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(災害待機手当)	(災害待機手当)
第7条 条例第35条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第7条 条例第35条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 1時間以上3時間未満 <u>2,800</u> 円	(1) 1時間以上3時間未満 <u>2,750</u> 円
(2) 3時間以上5時間未満 <u>4,350</u> 円	(2) 3時間以上5時間未満 <u>4,300</u> 円
(3) 5時間以上7時間未満 <u>5,900</u> 円	(3) 5時間以上7時間未満 <u>5,850</u> 円
(4) 7時間以上 <u>6,600円</u>	(4) 7時間以上 <u>6,500円</u>

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）の規定による令和5年12月1日を基準日とする期末手当の支給を受けない会計年度任用職員の給料及びこれに相当する報酬は、改正後の給与規則の規定にかかわらず、令和5年11月30日までの間は、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

第2条 改正後の給与規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

神戸市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第32号

神戸市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 神戸市旅館業法施行細則(昭和60年3月規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(施行規則第1条第1項の申請書の様式)</p> <p>第2条 施行規則第1条第1項の申請書は、様式第1号による旅館業営業許可申請書とする。</p>	<p>(施行規則第1条第1項の申請書の様式)</p> <p>第2条 施行規則第1条第1項の申請書は、様式第1号による旅館業営業許可申請書(次項において「<u>営業許可申請書</u>」という。)とする。</p> <p><u>2 旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が、施行規則第1条第1項ただし書の適用を受ける場合は、当該旅館業を譲り受けたことを証する書類を営業許可申請書に添付</u></p>

(営業者の地位の承継に係る承認の申請書の様式)

第4条 施行規則第1条の3第1項、第2条第1項又は第3条第1項の申請書は、様式第4号による営業者の地位の承継に係る承認申請書とする。

(営業者の地位の承継に係る承認書の交付等)

第6条 保健所長は、法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の承認をしたときは、様式第6号による営業者の地位の承継に係る承認書を申請者に交付するものとする。

2 法第3条の2第2項、第3条の3第2項又は第3条の4第3項において準用する同法第3条第5項の通知は、様式第7号による営業者の地位の承継に係る不承認通知書により行うものとする。

して提出しなければならない。

(営業者の地位の承継に係る承認の申請書の様式)

第4条 施行規則第2条第1項又は第3条第1項の申請書は、様式第4号による営業者の地位の承継に係る承認申請書とする。

(営業者の地位の承継に係る承認書の交付等)

第6条 保健所長は、法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の承認をしたときは、様式第6号による営業者の地位の承継に係る承認書を申請者に交付するものとする。

2 法第3条の2第2項又は第3条の3第3項において準用する同法第3条第5項の通知は、様式第7号による営業者の地位の承継に係る不承認通知書により行うものとする。

様式第1号中

「

申請者氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ^④ 年 月 日生
-----------------------------------	------------------------------

を

「

申請者氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 年 月 日生
-----------------------------------	-----------------

に、

営業の種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業
当該旅館業を譲り受けたことを証する旨	当該旅館業を譲り受けたことを証する書類 有・無

営業の種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業
-------	---

- 1 記入上の注意
- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
 - (2) 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するとき及び法人が申請をする場合は、押印は不要です。
 - (3) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。
 - (4) 旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者は、「営業の種別」(第1面)、営業施設が季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものは、「営業内容」及び「営業期間」(第2面)及び「構造設備の概要」(第3面から第10面まで)のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
- 2 添付書類
- (1) 営業施設の構造設備を明らかにする図面(法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び営業施設の構造設備を明らかにする図面)。ただし、営業者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、当該図面の添付を省略することができます。
 - (2) 当該旅館業を譲り受けたことを証する書類(1 記入上の注意(4)の適用を受ける場合)

- 1 記入上の注意
- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
 - (2) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。
- 2 添付書類
- 営業施設の構造設備を明らかにする図面(法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び営業施設の構造設備を明らかにする図面)。

洗面設備の規模	洗面設備のない客室の数(定員)の合計 室(人)	共用用の便所の有・無
---------	-----------------------------	------------

洗面設備の規模	洗面設備のない客室の数(定員)の合計 室(人)	共用用の洗面設備の有・無
---------	-----------------------------	--------------

改める。

様式第4号中

「
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
.....^⑩
」を

「
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
.....
」に、

「
第3条の2第1項
第3条の3第1項
」を
「
第3条の2第1項
第3条の3第1項
第3条の4第1項
」に、

「
法人の合併
法人の分割
被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営むこと
」を

「
旅館業を譲渡すること
法人の合併
法人の分割
被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営むこと
」に、

「
1 記入上の注意
(1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
(2) 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するとき及び法人が申請をする場合は、押印は不要です。
(3) 裏面も記入してください。
(4) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。
2 添付書類（旅館業法第3条の2第1項の規定により承認を受けようとする場合）
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
3 添付書類（旅館業法第3条の3第1項の規定により承認を受けようとする場合）
(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の神戸市旅館業法施行細則様式第5号による旅館業承継相続人選定同意書
」

を

」

1 記入上の注意

- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 譲渡の場合は、申請者欄に譲受人及び譲渡人の住所と氏名を、連名で記入して下さい。
- (3) 裏面も記入してください。
- (4) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。

2 添付書類（旅館業法第3条の2第1項の規定により承認を受けようとする場合）

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

3 添付書類（旅館業法第3条の3第1項の規定により承認を受けようとする場合）

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

4 添付書類（旅館業法第3条の4第1項の規定により承認を受けようとする場合）

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の神戸市旅館業法施行細則様式第5号による旅館業承継相続人選定同意書

に、

※1 合併又は分割による承継	合併により消滅する法人又は分割前の法人	名 称	
		所 在 地	
		代表者の氏名	
	合併又は分割の予定年月日		年 月 日
※2 相続による承継	被相続人と の 続 柄		
	被 相 続 人	住 所	
		氏 名	
	相続開始の年月日		年 月 日

を

※1 譲渡による承継	譲 受 人	住 所	
		氏 名	
		生 年 月 日	
	譲 渡 人	住 所	
氏 名			
	譲 渡 の 予 定 年 月 日		年 月 日
※2 合併又は分割による承継	合併により消滅する法人又は分割前の法人	名 称	
		所 在 地	
		代表者の氏名	
	合併又は分割の予定年月日		年 月 日
※3 相続による承継	申 請 者 の 生 年 月 日		
	被相続人と の 続 柄		
	被 相 続 人	住 所	
		氏 名	
	相続開始の年月日		年 月 日

に

改める。

様式第5号中

「 相続人氏名 ⑩ を
 相続人氏名 ⑩
 相続人氏名 ⑩ 」

「 相続人氏名 に、
 相続人氏名
 相続人氏名 」

「署名押印」を「記入」に改める。

様式第6号中

「 法 人 の 合 併
 法 人 の 分 割 について 年 月
 被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営むこと
 日付けでなされた申請に対して、旅館業法 第3条の2第1項 の規定により、 を
 第3条の3第1項
 次の通り承認をします。 」

「 旅 館 業 を 譲 渡 す る こ と
 法 人 の 合 併
 法 人 の 分 割 について 年 月 日
 被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営むこと に
 第3条の2第1項
 付けでなされた申請に対して、旅館業法 第3条の3第1項 の規定により、
 第3条の4第1項
 次の通り承認をします。 」

改める。

様式第7号中

「 法 人 の 合 併
 法 人 の 分 割 を
 被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営むこと 」

「 旅 館 業 を 譲 渡 す る こ と
 法 人 の 合 併
 法 人 の 分 割 に、
 被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営むこと 」

「 「

第3条の2第1項
第3条の3第1項
」 を 第3条の2第1項
第3条の3第1項
第3条の4第1項
」 に、

「 第3条の2第2項
第3条の3第3項
」 を 「 第3条の2第2項
第3条の3第2項
第3条の4第3項
」 に

改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第2条 神戸市理容師法施行細則(昭和61年3月規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、理容師法(昭和22年法律第234号)及び理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(理容所開設届)</p> <p>第2条 施行規則第19条第1項に規定する届出書は、様式第1号による理</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、理容師法(昭和22年法律第234号。<u>以下「法」という。</u>)及び理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(理容所開設届)</p> <p>第2条 施行規則第19条第1項に規定する届出書は、様式第1号による理</p>

<p>容所開設届とする。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条 施行規則第20条の2第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第2号による届出書とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>容所開設届 (次項において「開設届」という。) とする。</p> <p><u>2 法第11条第1項の規定による届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が、施行規則第19条第1項から第3項までの規定のただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類を開設届に添付して提出しなければならない。</u></p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条 施行規則第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第2号による届出書とする。</p> <p>2 [略]</p>
---	--

様式第1号中

「

ふりがな 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	_____ <div style="text-align: right;"> 印 年 月 日生 </div>
--------------------------------------	---

を

」

「

ふりがな 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	_____ <div style="text-align: right;"> 年 月 日生 </div>
--------------------------------------	---

に、

」

「

重複開設（理容所を美容所と同一の場所で開設することをいう。以下同じ。）の場合（理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の免許を有すること。）	美容所の名称 （同一の場所で現に美容所が開設されている場合）	
	美容所の開設予定年月日 （同一の場所で美容所の開設の届出がなされている場合）	年 月 日
当該営業を譲り受けたことを証する旨	当該営業を譲り受けたことを証する書類 有・無	

を

重複開設（理容所を美容所と同一の場所で開設することをいう。以下同じ。）の場合（理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の免許を有すること。）	美容所の名称 （同一の場所で現に美容所が開設されている場合）	
	美容所の開設予定年月日 （同一の場所で美容所の開設の届出がなされている場合）	年 月 日

に、

1 添付書類

（☆印の書類については、照合した後に返却しますので、必ず原本を添付してください。）

- ☆(1) 理容師の免許証（重複開設の場合は、理容師の免許証及び美容師の免許証）
- (2) 理容師につき、結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書。ただし、理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、施行規則第19条第1項第6号に掲げる事項に変更がない場合に限り当該医師の診断書の添付を省略することができます。
- ☆(3) 管理理容師にあつては、資格を有することを証する書類（講習会の修了証書）。ただし、理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、施行規則第19条第1項第3号に掲げる事項に変更がない場合に限り当該書類の添付を省略することができます。
- ☆(4) 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- (5) 当該営業を譲り受けたことを証する書類（2 記入上の注意（3）の適用を受ける場合）

を

2 記入上の注意

- (1) この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するとき及び法人が届出をする場合は、押印は不要です。
- (3) 理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、法第11条の4第1項に規定する理容所にあつては、「管理理容師の氏名及び住所」（第4面）、「理容所の構造及び設備の概要」（第2面）、「理容師の氏名並びに理容師免許年月日及び番号並びにその他の従業者の氏名」（第4面）、「結核の有無」、「皮膚疾患の有無」（第4面）、同一の場所で現に美容所が開設されている場合、「美容所の名称」（第1面）、同一の場所で美容所の開設の届出がなされている場合、「美容所の開設予定年月日」（第1面）のうち変更がない事項の記載を省略することができます。

1 添付書類

- (1) 理容師の免許証（重複開設の場合は、理容師の免許証及び美容師の免許証）
- (2) 理容師につき、結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
- (3) 管理理容師にあつては、資格を有することを証する書類（講習会の修了証書）
- (4) 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）

2 記入上の注意

この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。

改める。

様式第2号中

相続・合併・分割があつたため、理容師法第11条の3第1項の規定により理容所の開設者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

譲渡・相続・合併・分割があつたため、理容師法第11条の3第1項の規定により理容所の開設者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

※ 相続 による 承継	被相続人との続柄		
	被相続人	住 所	
		ふりがな 氏 名	
相 続 開 始 の 年 月 日		年 月 日	

※ 譲渡 による 承継	営業を譲渡 した者 (譲渡人)	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
※ 相続 による 承継	被相続人との続柄		
	被相続人	住 所	
		ふりがな 氏 名	
相 続 開 始 の 年 月 日		年 月 日	

2 添付書類

(1) 相続による承継の届出

ア 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の様式第3号による同意書

(2) 合併又は分割による承継の届出

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本

「

2 添付書類

届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(1) 譲渡による承継の届出

営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 相続による承継の届出

ア 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の様式第3号による同意書

(3) 合併又は分割による承継の届出

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本

を

に

改める。

様式第3号中

「

相続人 住所
ふりがな
氏名 ㊟

住所
ふりがな
氏名 ㊟

住所
ふりがな
氏名 ㊟

「

相続人 住所
ふりがな
氏名

住所
ふりがな
氏名

住所
ふりがな
氏名

を

に、

「

理容所	ふりがな 名 称		
	所在地	神戸市 区	電話 -

を

「

理容所	ふりがな 名称		
	所在地	神戸市 区	電話 ー

に

注意

- 1 相続人氏名の欄は、相続人全員が記入してください。
- 2 この同意書は、開設者の地位を承継すべき相続人の選定についての相続人全員の同意に関する書類であり、遺産の分割協議書ではありません。

」

改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第3条 神戸市美容師法施行細則(昭和61年3月規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、美容師法(昭和32年法律第163号)及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。以下「施行規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。以下「施行規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(美容所開設届)	(美容所開設届)
第2条 施行規則第19条第1項に規定	第2条 施行規則第19条第1項に規定

する届出書は、様式第1号による美容所開設届とする。

する届出書は、様式第1号による美容所開設届（次項において「開設届」という。）とする。

2 法第11条第1項の規定による届出をした美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が、施行規則第19条第1項から第3項までの規定のただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類を開設届に添付して提出しなければならない。

（地位の承継の届出）

（地位の承継の届出）

第3条 施行規則第20条の2第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第2号による届出書とする。

第3条 施行規則第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、様式第2号による届出書とする。

2 [略]

2 [略]

様式第1号中

「

ふりがな 氏名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	年 月 日生 ^④
--------------------------------------	---------------------

を

」

「

ふりがな 氏名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	年 月 日生
--------------------------------------	--------

に、

」

「

重複開設（美容所を理容所と同一の場所で開設することをいう。以下同じ。）の場合（美容所及び理容所に必要な衛生上の要件を満たし、かつ、施術者全員が美容師及び理容師双方の免許を有すること。）	理容所の名称 （同一の場所で現に理容所が開設されている場合）	
	理容所の開設予定年月日 （同一の場所で理容所の開設の届出がなされている場合）	年 月 日
当該営業を譲り受けたことを証する旨	当該営業を譲り受けたことを証する書類 有・無	

を

重複開設（美容所を理容所と同一の場所で開設することをいう。以下同じ。）の場合（美容所及び理容所に必要な衛生上の要件を満たし、かつ、施術者全員が美容師及び理容師双方の免許を有すること。）	理容所の名称 （同一の場所で現に理容所が開設されている場合）	
	理容所の開設予定年月日 （同一の場所で理容所の開設の届出がなされている場合）	年 月 日

に、

1 添付書類

（☆印の書類については、照合した後に返却しますので、必ず原本を添付してください。）

- ☆(1) 美容師の免許証（重複開設の場合は、美容師の免許証及び理容師の免許証）
- (2) 美容師につき、結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書。ただし、美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、施行規則第19条第1項第6号に掲げる事項に変更がない場合に限り当該医師の診断書の添付を省略することができます。
- ☆(3) 管理美容師にあつては、資格を有することを証する書類（講習会の修了証書）。ただし、美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、施行規則第19条第1項第3号に掲げる事項に変更がない場合に限り当該書類の添付を省略することができます。
- ☆(4) 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- (5) 当該営業を譲り受けたことを証する書類（2 記入上の注意（3）の適用を受ける場合）

2 記入上の注意

- (1) この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するとき及び法人が届出をする場合は、押印は不要です。
- (3) 美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、法第12条の3第1項に規定する美容所にあつては、「管理美容師の氏名及び住所」（第4面）、「美容所の構造及び設備の概要」（第2面）、「美容師の氏名並びに美容師免許年月日及び番号並びにその他の従業者の「氏名」（第4面）、「結核の有無」、「皮膚疾患の有無」（第4面）、同一の場所で現に理容所が開設されている場合、「理容所の名称」（第1面）、同一の場所で理容所の開設の届出がなされている場合、「理容所の開設予定年月日」（第1面）のうち変更がない事項の記載を省略することができます。

を

「

- 1 添付書類
 - (1) 美容師の免許証（重複開設の場合は、美容師の免許証及び理容師の免許証）
 - (2) 美容師につき、結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
 - (3) 管理美容師にあつては、資格を有することを証する書類（講習会の修了証書）
 - (4) 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 2 記入上の注意

この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。

」
に

改める。

様式第2号中

「

相続・合併・分割があつたため、美容師法第12条の2第1項の規定により美容所の開設者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

を

「

譲渡・相続・合併・分割があつたため、美容師法第12条の2第1項の規定により美容所の開設者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

に、

「

※ 相続 による 承継	被相続人との続柄		
	被相続人	住所	
		ふりがな 氏名	
	相続開始の年月日		年月日

を

「

※ 譲渡 による 承継	営業を譲渡した者 (譲渡人)	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	譲渡の年月日		年月日
※ 相続 による 承継	被相続人との続柄		
	被相続人	住所	
		ふりがな 氏名	
	相続開始の年月日		年月日

に、

」

「

1 記入上の注意

- (1) この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) ※については、該当する事項のみ記入してください。

2 添付書類

(1) 相続による承継の届出

- ア 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の様式第3号による同意書

を

(2) 合併又は分割による承継の届出

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本

」

「

1 記入上の注意

- (1) この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) ※については、該当する事項のみ記入してください。

2 添付書類

届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(1) 譲渡による承継の届出

営業の譲渡が行われたことを証する書類

に

(2) 相続による承継の届出

- ア 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の様式第3号による同意書

(3) 合併又は分割による承継の届出

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本

」

改める。

様式第3号中

「

相続人 住所
ふりがな
氏名 ㊟

「

相続人 住所
ふりがな
氏名

相続人 住所
ふりがな
氏名 ㊟

を

相続人 住所
ふりがな
氏名

に、

相続人 住所
ふりがな
氏名 ㊟

」

相続人 住所
ふりがな
氏名

」

「

美容所	ふりがな 名称		
	所在地	神戸市 区	電話 ー

を

」

「

美容所	ふりがな 名 称		
	所在地	神戸市 区	電話 ー

に

注意

- 1 相続人氏名の欄は、相続人全員が署名押印してください。
- 2 この同意書は、開設者の地位を承継すべき相続人の選定についての相続人全員の同意に関する書類であり、遺産の分割協議書ではありません。

」

改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第4条 神戸市興行場法施行細則(昭和61年6月規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(営業許可に係る申請書の様式) 第2条 条例第2条第1項の申請書は、様式第1号による興行場営業許可申請書とする。	(営業許可に係る申請書の様式) 第2条 条例第2条第1項の申請書は、様式第1号による興行場営業許可申請書(次項において「 <u>営業許可申請書</u> 」という。)とする。 2 <u>興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者が、条例第2条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該興行場営業を譲り</u>

<p>(営業者の地位の承継に係る届出の書面の様式)</p> <p>第4条 条例第4条の2第1項、第5条第1項及び第6条第1項の書面は、様式第4号による承継届書(興行場営業)とする。</p>	<p>受けたことを証する書類を営業許可申請書に添付して提出しなければならない。</p> <p>(営業者の地位の承継に係る届出の書面の様式)</p> <p>第4条 条例第5条第1項及び第6条第1項の書面は、様式第4号による承継届書(興行場営業)とする。</p>
--	---

様式第1号中

「

申請者氏名及び生年月日 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) [㊟] 年 月 日生
---------------------------------------	------------------------------

を

「

申請者氏名及び生年月日 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 年 月 日生
---------------------------------------	-----------------

に、

「

営業の種別及び興行場の種別	常設(一般・野外)・仮設・臨時	映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸・その他()
当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨	当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類 有・無	

を

「

営業の種別及び興行場の種別	常設(一般・野外)・仮設・臨時	映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸・その他()
---------------	-----------------	-------------------------

に、

- 「
- 1 記入上の注意
- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
 - (2) 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するとき及び法人が申請をする場合は、押印は不要です。
 - (3) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。
 - (4) 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者は、「興行場の種別」(第1面)、「構造設備の概要」(第2面及び第3面)のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
- 2 添付書類
- 当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類(1 記入上の注意(4)の適用を受ける場合)
- を

「

1 記入上の注意

- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。

2 添付書類

- (1) 申請を行う者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
- (2) 興行場の構造設備を明らかにした図面

に

」

改める。

様式第4号中

「

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
電話（.....）.....

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

を

」

「

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
電話（.....）.....

氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

に、

.....年 月 日生

」

「

※1 相続による承継	被相続人との続柄		
	被相続人	住所	
		氏名	
相続開始の年月日		年 月 日	
※2 合併又は分割による承継	消滅した法人又は分割前の法人	名称	
		所在地	
		代表者の氏名	
	合併又は分割の日		年 月 日

を

」

「

※1 事業譲渡による承継に	興行場を譲渡した者	住所	
		氏名	
	譲渡の年月日		年 月 日
※2 相続による承継	被相続人との続柄		
	被相続人	住所	
		氏名	
相続開始の年月日		年 月 日	
※3 合併又は分割による承継	消滅した法人又は分割前の法人	名称	
		所在地	
		代表者の氏名	
	合併又は分割の年月日		年 月 日

に、

」

「

2 添付書類

- (1) 営業者の地位を承継した事実を証する書面
- (2) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (3) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人を選定したときにあつては、その全員の同意書

」
を

「

2 添付書類（事業譲渡による承継の届出の場合）

- (1) 届出を行う者が法人の場合にあつては、届出を行う法人の定款又は寄附行為の写し
- (2) 興行場の譲渡が行われたことを証する書面

3 添付書類（相続による承継の届出の場合）

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人を選定したときにあつては、その全員の同意書

4 添付書類（合併又は分割による届出の場合）

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 合併の事実を証する書面又は分割により当該興行場営業を承継したことを証する書面

」
に

改める。

(公衆浴場法等施行細則の一部改正)

第5条 神戸市公衆浴場法等施行細則(昭和61年6月規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(施行規則第1条の申請書の様式)</p> <p>第2条 施行規則第1条の申請書は、様式第1号による公衆浴場営業許可申請書とする。</p>	<p>(施行規則第1条の申請書の様式)</p> <p>第2条 施行規則第1条の申請書は、様式第1号による公衆浴場営業許可申請書(次項において「<u>営業許可申請書</u>」という。)とする。</p> <p><u>2 浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が、施行規則第1条第1項ただし書の適用を受ける場合は、当該浴場業を譲り受けたことを証する書類を営業許可申請書に添付して提出しなければならない。</u></p>
<p>(営業者の地位の承継に係る届書等の様式)</p> <p>第4条 施行規則<u>第1条の2第1項、第2条第1項、第3条第1項及び第3条の2第1項</u>の届書は、様式第4</p>	<p>(営業者の地位の承継に係る届書等の様式)</p> <p>第4条 施行規則第2条第1項、第3条第1項及び第3条の2第1項の届書は、様式第4号による承継届書(公</p>

号による承継届書(公衆浴場営業)とする。	衆浴場営業)とする。
2 [略]	2 [略]

様式第1号中

「

申請者氏名及び生年月日 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名) ^印 年 月 日生
---	------------------------------

を
」

「

申請者氏名及び生年月日 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名) 年 月 日生
---	-----------------

に、
」

「

公衆浴場の種類	温湯・潮湯・温泉・薬湯・その他()
当該浴場業を譲り受けた ことを証する旨	当該浴場業を譲り受けたことを証する書類 有・無

を
」

「

公衆浴場の種類	温湯・潮湯・温泉・薬湯・その他()
---------	--------------------

に、
」

- 「
- 1 記入上の注意
- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
 - (2) 個人が申請する場合において、当該本人が自署するとき及び法人が申請をする場合は、押印は不要です。
 - (3) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。
 - (4) この様式において「一般公衆浴場」とは神戸市公衆浴場法施行条例(平成24年12月条例第43号。以下「条例」という。)第2条第1項に規定する一般公衆浴場を、「その他の公衆浴場」とは同条第2項に規定するその他の公衆浴場をいいます。
 - (5) 浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者は、「公衆浴場の種類」(第1面)及び「構造設備の概要」(第3面から第6面まで)のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
- 2 添付書類
- (1) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
 - (2) 当該浴場業を譲り受けたことを証する書類(1 記入上の注意(5)の適用を受ける場合)
- を
」

「

1 記入上の注意

- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。
- (3) この様式において「一般公衆浴場」とは神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する一般公衆浴場を、「その他の公衆浴場」とは同条第2項に規定するその他の公衆浴場をいいます。

に

2 添付書類

法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

」

改める。

様式第4号中

「

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
電話（ ） —

を

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

.....

」

「

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
電話（ ） —

氏名及び生年月日

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

に、

.....年 月 日生

」

「

※1 相続による承継	被相続人との続柄		
	被相続人	住 所	
		氏 名	
相続開始の年月日		年 月 日	
※2 合併又は分割による承継	消滅した法人又は分割前の法人	名 称	
		所 在 地	
		代表者の氏名	
	合併又は分割の年 月 日		年 月 日

を

」

※1 事業譲渡による承継に	浴場業を譲渡した者	住 所	
		氏 名	
	譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
※2 相続による承継に	被相続人との続柄		
	被相続人	住 所	
		氏 名	
相 続 開 始 の 年 月 日		年 月 日	
※3 合併又は分割による承継に	消滅した法人又は分割前の法人	名 称	
		所 在 地	
		代 表 者 の 氏 名	
	合 併 又 は 分 割 の 年 月 日		年 月 日

に、

- 2 添付書類（相続による営業者の地位の承継の届出の場合）
- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の様式第5号による営業者承継同意証明書
- 3 添付書類（合併による営業者の地位の承継の届出の場合）
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し
- 4 添付書類（分割による営業者の地位の承継の届出の場合）
分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

を

- 2 添付書類（譲渡による営業者の地位の承継の届出の場合）
- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 届出を行う者が法人の場合については、届出を行う法人の定款又は寄附行為の写し
- 3 添付書類（相続による営業者の地位の承継の届出の場合）
- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の様式第5号による営業者承継同意証明書
- 4 添付書類（合併による営業者の地位の承継の届出の場合）
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し
- 5 添付書類（分割による営業者の地位の承継の届出の場合）
分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

」

に

改める。

様式第5号中

「
 証明者氏名 ㊟ 証明者氏名
 証明者氏名 ㊟ を 証明者氏名 に、
 証明者氏名 ㊟ 証明者氏名
 」

「署名押印」を「記入」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年9月規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(食鳥処理の事業の許可等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(食鳥処理業者の承継の届出)</p> <p>第7条 <u>譲渡により法第7条第2項の規定による届出をしようとする者</u></p>	<p>(食鳥処理の事業の許可等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 許可証は、当該食鳥処理場内の見やすい箇所に掲示しなければならない。</u></p> <p>(食鳥処理業者の承継の届出)</p> <p>第7条 <u>相続により法第7条第2項の規定による届出をしようとする者</u></p>

は、営業の譲渡が行われたことを証する書類その他保健所長が必要と認める書類を添えて、届書を保健所長に提出しなければならない。

は、次に掲げる書類を添えて、届書を保健所長に提出しなければならない。

- (1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により食鳥処理の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、様式第8号による食鳥処理事業承継同意証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める書類

2 相続により法第7条第2項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、届書を保健所長に提出しなければならない。

- (1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により食鳥処理の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、様式第8号による食鳥処理事業承継同意証明書

<p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める書類</u></p> <p>3 <u>合併又は分割</u>により法第7条第2項の規定による届出をしようとする者は、<u>合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人の登記事項証明書</u>その他保健所長が必要と認める書類を添えて、届書を保健所長に提出しなければならない。</p>	<p>2 <u>合併</u>により法第7条第2項の規定による届出をしようとする者は、<u>合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</u>その他保健所長が必要と認める書類を添えて、届書を保健所長に提出しなければならない。</p>
--	---

様式第7号中

6 相続による食鳥処理業者の地位の承継	3	法第7条第2項	被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本食鳥処理事業承継同意証明書	を
7 合併による食鳥処理業者の地位の承継			合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書	
8 食鳥処理場の廃止	4	法第14条	食鳥処理事業許可証 食鳥処理場の構造又は設備の変更許可があった場合は、食鳥処理場構造・設備変更許可書 確認規程の認定があった場合は、確認規程認定証（確認規程の変更認定があったときは、確認規程変更認定証を含む。）	
9 食鳥処理場の休止	5			
10 食鳥処理場の再開	6			

6 譲渡による食鳥処理業者の地位の承継	3	法第7条第2項	事業の譲渡が行われたことを証する書類
7 相続による食鳥処理業者の地位の承継			被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本食鳥処理事業承継同意証明書
8 合併又は分割による食鳥処理業者の地位の承継			合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人の登記事項証明書
9 食鳥処理場の廃止	4	法第14条	食鳥処理事業許可証 食鳥処理場の構造又は設備の変更許可があった場合は、食鳥処理場構造・設備変更許可書 確認規程の認定があった場合は、確認規程認定証(確認規程の変更認定があったときは、確認規程変更認定証を含む。)
10 食鳥処理場の休止			
11 食鳥処理場の再開			

に

改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第7条 神戸市クリーニング業法施行細則(平成16年10月規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この規則は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）及びクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（営業者の届出に係る届出書の様式）

第2条 施行規則第1条の3第1項に規定する届出書は、様式第1号によるクリーニング所開設届とする。

2 施行規則第1条の3第2項に規定する届出書は、様式第2号による無店舗取次店営業開始届とする。

第1条 この規則は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）及びクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（営業者の届出に係る届出書の様式）

第2条 施行規則第1条の3第1項に規定する届出書は、様式第1号によるクリーニング所開設届（次項において「開設届」という。）とする。

2 法第5条第1項の規定による届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者が、施行規則第1条の3第1項ただし書の適用を受ける場合は、当該クリーニング業を譲り受けたことを証する書類を開設届に添付して提出しなければならない。

3 施行規則第1条の3第2項に規定する届出書は、様式第2号による無店舗取次店営業開始届（次項において「開始届」という。）とする。

4 法第5条第2項の規定による届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者が、施行規則第1条の3第2項ただし書の適用を受ける場合は、当該クリーニング業を譲り受けたこ

<p>(営業者の地位の承継に係る届出書等の様式)</p> <p>第3条 施行規則第2条の2第1項、第2条の3第1項、<u>第2条の4第1項及び第2条の5第1項</u>の届出書は、様式第3号による<u>承継届出書(クリーニング営業)</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>とを証する書類を開始届に添付して提出しなければならない。</u></p> <p>(営業者の地位の承継に係る届出書等の様式)</p> <p>第3条 施行規則第2条の2第1項、第2条の3第1項<u>及び第2条の4第1項</u>の届出書は、様式第3号による<u>承継届書(クリーニング営業)</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>
--	---

様式第1号中

「

氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生
--------------------------------	--------

を、

「

氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生
--------------------------------	--------

に、

「

他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるかの別	クリーニング所： 有 ・ 無 無店舗取次店： 有 ・ 無
当該クリーニング業を譲り受けたことを証する旨	当該クリーニング業を譲り受けたことを証する書類 有・無

を、

「

他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるかの別	クリーニング所： 有 ・ 無 無店舗取次店： 有 ・ 無
---------------------------------	---------------------------------

に、

」

「

1 添付書類

- (1) 開設するクリーニング所で従事するクリーニング師の免許証
- (2) 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
- (3) 当該クリーニング業を譲り受けたことを証する書類（2 記入上の注意（4）の適用を受ける場合）

2 記入上の注意

- (1) この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するとき及び法人が届出をする場合は、押印は不要です。
- (3) この様式において「消毒を要する洗濯物」とは、クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する厚生労働省令で指定する洗濯物をいいます。
- (4) クリーニング業を営む者から当該クリーニング業を譲り受けた者は、「クリーニング所の構造及び設備の概要」（第2面）、従事者の中にクリーニング師のある場合には、その「本籍」、「住所」、「氏名」、「生年月日」及び「免許の登録年月日及び番号」（第4面）、「従事者数」（第4面）、「洗たく物の受取及び引渡しのみ旨」（第1面の「営業内容」）並びに消毒を要する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨（第1面の「消毒を要する洗濯物の取扱い」）のうち変更がない事項の記載を省略することができます。

」
を

「

1 添付書類

- (1) 開設するクリーニング所で従事するクリーニング師の免許証
- (2) 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

2 記入上の注意

- (1) この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) この様式において「消毒を要する洗濯物」とは、クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する厚生労働省令で指定する洗濯物をいいます。

」
に

改める。

様式第2号中

「

氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	年 月 日生
--------------------------------	--------

を

「

氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	年 月 日生
--------------------------------	--------

に、

「

他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるかの別	クリーニング所： 有 ・ 無 無店舗取次店： 有 ・ 無
当該クリーニング業を譲り受けたことを証する旨	当該クリーニング業を譲り受けたことを証する書類 有・無

を

「

他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるかの別	クリーニング所： 有 ・ 無 無店舗取次店： 有 ・ 無
---------------------------------	---------------------------------

に、

「

1 添付書類

- (1) 無店舗取次店で従事するクリーニング師の免許証
- (2) 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
- (3) 当該クリーニング業を譲り受けたことを証する書類（2 記入上の注意（4）の適用を受ける場合）

2 記入上の注意

- (1) この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するとき及び法人が届出をする場合は、押印は不要です。
- (3) この様式において「消毒を要する洗濯物」とは、クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する厚生労働省令で指定する洗濯物をいいます。
- (4) クリーニング業を営む者から当該クリーニング業を譲り受けた者は、「営業区域」（第1面）、「業務用車両の構造の概要」（第2面）、従事者の中にクリーニング師のある場合には、その「本籍」、「住所」、「氏名」、「生年月日」及び「免許の登録年月日及び番号」（第3面）、「従事者数」（第3面）並びに消毒を要する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨（第1面の「消毒を要する洗濯物の取扱い」）のうち変更がない事項の記載を省略することができます。

」
を

「

1 添付書類

- (1) 無店舗取次店で従事するクリーニング師の免許証
- (2) 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

2 記入上の注意

- (1) この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) この様式において「消毒を要する洗濯物」とは、クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する厚生労働省令で指定する洗濯物をいいます。

」
に

改める。

様式第3号中「承継届書（クリーニング営業）」を「承継届出書（クリーニング営業）」に、

「
 相続・合併・分割があったため、クリーニング業法第5条の3第1項の規定により営業者の地位を承継したため、同条第2項の規定により届け出ます。
 」

「
 譲渡・相続・合併・分割があったため、クリーニング業法第5条の3第1項の規定により営業者の地位を承継したため、同条第2項の規定により届け出ます。
 」

「

※ 相続による承継	被相続人との続柄		
	被相続人	住所	
		氏名	
	相続開始の年月日		年 月 日

 」

「

※ 譲渡による承継	営業を譲渡した者 (譲渡人)	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	譲渡の年月日		年 月 日

※ 相続による承継	被相続人との続柄		
	被相続人	住所	
		氏名	
	相続開始の年月日		年 月 日

 」

「

- 1 記入上の注意
 - (1) この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
 - (2) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。
- 2 添付書類
 - (1) 相続による承継の届出の場合は、次に掲げる書類
 - ア 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の様式第4号によるクリーニング営業承継相続人選定同意書
 - ウ 営業者が、他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (ア) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (イ) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (ウ) 従事者数
 - (エ) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
 - (2) 合併による営業者の地位の承継の届出の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿の謄本及び前号ウに掲げる書類
 - (3) 分割による営業者の地位の承継の届出の場合は、分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本及び第1号ウに掲げる書類

」
を

「

- 1 記入上の注意
 - (1) この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
 - (2) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。
- 2 添付書類
 - (1) 譲渡による承継の届出の場合は、営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 相続による承継の届出の場合は、次に掲げる書類
 - ア 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の様式第4号によるクリーニング営業承継相続人選定同意書
 - ウ 営業者が、他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (ア) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (イ) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (ウ) 従事者数
 - (エ) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
 - (3) 合併による営業者の地位の承継の届出の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿の謄本及び前号ウに掲げる書類
 - (4) 分割による営業者の地位の承継の届出の場合は、分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本及び第2号ウに掲げる書類

」
に

改める。

様式第4号中

「 相続人氏名 ④ を 相続人氏名 に、
 相続人氏名 ④
 相続人氏名 ④ 」

「署名押印」を「記入」に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第8条 神戸市食品衛生法施行細則(令和3年5月規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(営業許可の申請)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p>(営業許可の申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者が、施行規則第67条ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を前項の申請書に添付しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による申請書を電子情報処理組織を使用する方法により</u></p>

<p><u>2、3</u> [略]</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第4条 施行規則第67条の2第1項、第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の規定による届出書は、様式第5号によるものとする。</p>	<p><u>提出する場合において、前項の規定により申請書に添付して提出すべきこととされている書面については、電子情報処理組織を使用する方法により提出することができる。</u></p> <p><u>4、5</u> [略]</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第4条 施行規則第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の規定による届出書は、様式第5号によるものとする。</p>
--	--

様式第2号中

	<p>(どちらかに○を付け、有の場合は、下欄の該当の号に○を付ける。) 有 ・ 無</p>
<p>食品衛生法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無</p>	<p>法第55条第2項</p> <p>(1) 食品衛生法又は食品衛生法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの</p>
<p>当該営業を譲り受けたことを証する旨</p>	<p>当該営業を譲り受けたことを証する書類の添付(どちらかに○を付ける。) 有 ・ 無</p>

食品衛生法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	(どちらかに○を付け、有の場合は、下欄の該当の号に○を付ける。) 有 ・ 無
	<p>法第55条第2項</p> <p>(1) 食品衛生法又は食品衛生法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの</p>

備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

添付書類

- 1 施設の構造及び設備を示す図面
- 2 水質検査の結果を証する書類の写し（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水以外の飲用に適する水を使用する場合に限る。なお、この場合にあつては、同法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者が行う水質検査に限る。）
- 3 当該営業を譲り受けたことを証する書類（当該営業を譲り受けた者が、施行規則第67条第5号に掲げる事項に変更がない場合において、施行規則第67条第5号の記載を省略する場合に限る。）

備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

添付書類

- 1 施設の構造及び設備を示す図面
- 2 水質検査の結果を証する書類の写し（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水以外の飲用に適する水を使用する場合に限る。なお、この場合にあつては、同法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者が行う水質検査に限る。）

改める。

様式第3号中「第3条第4項」を「第3条第2項」に改める。

様式第4号中「第3条第5項」を「第3条第3項」に改める。

様式第5号中

（相続・合併・分割）があつたため、食品衛生法（第56条第1項・第57条第2項）の規定により営業者の地位を承継したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定により次のとおり届け出ます。

(譲渡・相続・合併・分割)があったため、食品衛生法(第56条第1項・第57条第2項)の規定により営業者の地位を承継したので、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定により次のとおり届け出ます。

届出者の氏名、生年月日、住所及び被相続人との続柄(合併・分割の場合は、地位を承継する法人の名称、所在地及び代表者の氏名)を、
【譲渡】
届出者の氏名、生年月日、住所(法人にあってはその名称、所在地及び代表者の氏名)
【相続】
届出者の氏名、生年月日、住所及び被相続人との続柄
【合併・分割】
地位を承継する法人の名称、所在地及び代表者の氏名

被相続人の氏名及び住所(合併の場合は、合併により消滅した法人の名称、所在地及び代表者の氏名、分割の場合は、分割前の法人の名称、所在地及び代表者の氏名)を、
【譲渡】
譲渡した者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、所在地及び代表者の氏名)
【相続】
被相続人の氏名及び住所
【合併・分割】
合併の場合は、合併により消滅した法人の名称、所在地及び代表者の氏名、分割の場合は、分割前の法人の名称、所在地及び代表者の氏名

相続開始、合併又は分割の年月日 を 譲渡、相続開始、合併又は分割の年月日 に、

氏名(合併又は分割の場合は、法人の名称及び代表者の氏名) を

氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) に、

添付書類

- 1 (相続) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 (相続) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者には、その全員の同意書
- 3 (合併) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 4 (分割) 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

「 添付書類

- 1 (譲渡) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 (相続) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 3 (相続) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 4 (合併) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 5 (分割) 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

に、

「

施設の名称及び所在地

を

「

施設の名称、屋号又は商号
及び所在地
(自動車において営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号)

に、

」

」

「

名称
〒 □ □ □ - □ □ □ □

を

「

ふりがな
〒 □ □ □ - □ □ □ □
(自動車登録番号 :)

に

改める。

様式第7号中

「

- 食品衛生法施行規則(第67条第 号・第68条第1項第1号・第69条第1項第1号・第70条第1項第1号・第70条の2第 号)に掲げる事項に変更があつたので、同令第71条の規定により、次のとおり届け出ます。

を

」

「
□ 食品衛生法施行規則（第 67 条第 号・第 67 条の 2 第 1 項第 1 号・第 68 条第 1 項第 1 号・第 69 条第 1 項第 1 号・第 70 条第 1 項第 1 号・第 70 条の 2 第 1 項第 号）に掲げる事項に変更があったので、同規則第 71 条の規定により、次のとおり届け出ます。
」

改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、神戸市旅館業法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 5 年条例第 16 号）の施行の日（以下「第 4 条施行日」という。）から施行する。

（旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

2 施行日前に旅館業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の神戸市旅館業法施行細則第 2 条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の神戸市旅館業法施行細則第 4 条の規定及び様式第 4 号は、施行日以後に提出する旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）第 1 条の 3 第 1 項に規定する申請書について適用する。

4 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市旅館業法施行細則様式第 1 号及び第 4 号から第 7 号までの様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

（理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日前に営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の神戸市理容師法施行細則第 2 条の規定の適用については、なお従前の例による。

6 この規則による改正後の神戸市理容師法施行細則第 3 条第 1 項の規定及び様式第 2 号は、施行日以後に提出する理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）第 20 条の 2 第 1 項に規定する届出書について適用する。

7 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市理容師法施行細則様式第 1 号から第 3 号までの様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

（美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

- 8 施行日前に営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の神戸市美容師法施行細則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 9 この規則による改正後の神戸市美容師法施行細則第3条第1項の規定及び様式第2号は、施行日以後に提出する美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第20条の2第1項に規定する届出書について適用する。
- 10 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市美容師法施行細則様式第1号から第3号までの様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。
（興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 11 第4条施行日前に興行場営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の神戸市興行場法施行細則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 12 この規則による改正後の神戸市興行場法施行細則第4条の規定及び様式第4号は、第4条施行日以後に提出する神戸市興行場法施行条例（平成24年12月条例第42号）第4条の2第1項に規定する届書について適用する。
- 13 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市興行場法施行細則様式第1号及び第4号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。
（公衆浴場法等施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 14 施行日前に浴場業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の神戸市公衆浴場法等施行細則第2条の規定の運用については、なお従前の例による。
- 15 この規則による改正後の神戸市公衆浴場法等施行細則第4条第1項の規定及び様式第4号は、施行日以後に提出する公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第1条の2第1項に規定する届書について適用する。
- 16 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市美容師法施行細則様式第1号、第4号及び第5号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。
（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 17 この規則による改正後の神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第7条第1項から第3項までの規定及び様式第7号は、施行日以後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）

第7条第2項による届出について適用する。

18 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則様式第7号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

(クリーニング業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

19 施行日前に営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の神戸市クリーニング業法施行細則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

20 この規則による改正後の神戸市クリーニング業法施行細則第3条第1項の規定及び様式第3号は、施行日以後に提出するクリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第2条の2第1項に規定する届出書について適用する。

21 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市クリーニング業法施行細則様式第1号から第4号までの様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

(食品衛生法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

22 施行日前に営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の神戸市食品衛生法施行細則第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

23 この規則による改正後の神戸市食品衛生法施行細則第4条の規定及び様式第5号は、施行日以後に提出する食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第67条の2第1項、第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の規定による届出書について適用する。

24 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市食品衛生法施行細則様式第2号から第5号まで及び第7号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

25 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程施行規則（昭和57年8月規則第64号）	[略]	神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程施行規則（昭和57年8月規則第64号）	[略]
神戸市浄化槽法施行細則（昭和60年10月規則第45号）	[略]	神戸市旅館業法施行細則（昭和60年3月規則第66号）	様式第1号 様式第4号 様式第5号
		神戸市浄化槽法施行細則（昭和60年10月規則第45号）	[略]
神戸市浄化槽法施行細則（昭和60年10月規則第45号）	[略]	神戸市理容師法施行細則（昭和61年3月規則第64号）	様式第1号 様式第3号
		神戸市美容師法施行細則（昭和61年3月規則第65号）	様式第1号 様式第3号

		神戸市興行場法施行細則（昭和61年6月規則第21号）	様式第1号
		神戸市公衆浴場法等施行細則（昭和61年6月規則第23号）	様式第1号
			様式第5号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市水路等の占用に関する条例施行規則（平成15年3月規則第78号）	[略]	神戸市水路等の占用に関する条例施行規則（平成15年3月規則第78号）	[略]
		神戸市クリーニング業法施行細則（平成16年10月規則第25号）	様式第1号
			様式第2号
			様式第4号
[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月19日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第34号

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年9月条例第9号）の施行期日は、令和5年12月20日とする。

神戸市告示第 489 号

令和5年第3回定例市会で令和5年12月6日議決された令和5年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和5年12月11日

神戸市長 久 元 喜 造

令和5年度神戸市一般会計補正予算

令和5年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,699,796千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ917,801,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 分担金及負担金		809,306	675	809,981
	1 負担金	809,046	675	809,721
18 国庫支出金		192,437,885	19,477,621	211,915,506
	1 負担金	156,430,039	1,121,900	157,551,939
	2 補助金	35,333,235	18,355,721	53,688,956
24 諸収入		46,523,147	500	46,523,647
	7 雑 入	20,336,760	500	20,337,260
25 市 債		84,281,000	1,221,000	85,502,000
	1 市 債	84,281,000	1,221,000	85,502,000
歳 入 合 計		897,101,230	20,699,796	917,801,026

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		63,989,547	226,616	64,216,163
	2 企画費	9,225,592	226,616	9,452,208
3 市民費		19,636,292	20,000	19,656,292
	1 市民費	17,804,075	20,000	17,824,075
4 民生費		311,374,423	17,470,000	328,844,423
	1 民生総務費	35,722,611	17,470,000	53,192,611
7 商工費		8,444,249	134,000	8,578,249
	1 商工振興費	7,058,744	134,000	7,192,744
8 農政費		4,346,698	145,605	4,492,303
	2 農政総務費	1,819,319	130,605	1,949,924
	4 農林土木費	322,091	15,000	337,091
9 土木費		48,176,806	2,254,217	50,431,023
	3 道路橋梁整備費	20,227,761	1,820,800	22,048,561
	5 公園緑地整備費	4,503,735	413,417	4,917,152
	6 河川砂防費	2,834,585	20,000	2,854,585
10 都市計画費		19,804,303	350,000	20,154,303
	1 都市計画総務費	16,110,597	350,000	16,460,597
13 教育費		123,400,847	117,953	123,518,800
	12 体育保健費	6,638,256	117,953	6,756,209
15 諸支出金		199,525,764	50,000	199,575,764
	1 繰 出 金	191,308,409	50,000	191,358,409
16 予備費		1,121,233	△68,595	1,052,638
	1 予備費	1,121,233	△68,595	1,052,638
歳 出 合 計		897,101,230	20,699,796	917,801,026

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務費	本庁舎1号館改修	212,000
		歴史公文書館整備	559,000
	2 企画費	高齢者等のデジタルリテラシー向上支援	66,506
		行政調査	50,000
4 財産管理費	営繕	66,500	
8 庁舎等建設費	区庁舎改修	220,000	
3 市民費	1 市民費	まちなかでのアーティスト支援事業	15,000
	2 施設整備費	文化施設改修	203,186
4 民生費	5 老人福祉費	免許返納促進事業	5,100
	7 民生施設整備費	老人福祉施設整備	350,320
		民生施設整備	207,203
7 商工費	1 商工振興費	神戸市中小企業DXお助け隊事業	34,000
	2 貿易観光費	休憩キャビン設計・施工業務	32,000
8 農政費	2 農政総務費	こうべ再生リン利用促進事業	85,855
		堆肥利用促進事業	27,500
9 土木費	3 道路橋梁整備費	道路改良	2,193,000
		道路補修	60,000
		橋梁整備	2,013,000
		交通安全施設整備	379,500
	5 公園緑地整備費	公園整備	1,349,137
	6 河川砂防費	治山砂防	410,000
	7 海岸保全費	海岸保全施設整備	728,516
	8 港湾防災費	神戸港高潮対策緊急事業	2,940,000
10 都市計画費	1 都市計画総務費	都市再生推進	4,704,380
		公共交通体系整備	386,965
	2 都市改造事業費	都市改造事業促進	18,000
		再開発事業費	再開発事業促進
	組合等再開発	204,020	
4 街路事業費	街路立体交差	942,560	
	街路築造	910,000	
11 住宅費	1 住宅総務費	住環境整備	118,661
		建築指導	39,745
13 教育費	12 体育保健費	学校施設改修	117,953
	13 学校建設費	昇降機設備更新事業	330,000

第 3 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度指定管理 (婦 人 会 館)	令和5～10年度	74,875
テレビ電話システム再構築・運用	令和5～11年度	115,000
北区文化センター等建築工事	令和5～7年度	4,207,600
令和6年度指定管理 (青 少 年 科 学 館)	令和5～10年度	1,849,000
令和6年度指定管理 (こ べ っ こ あ そ び ひ ろ ば ・ 岡 場)	令和5～10年度	102,000
令和6年度指定管理 (住 之 江 児 童 館 ほ か)	令和5～10年度	6,514,000
港島クリーンセンター残滓運搬業務	令和5～10年度	72,000
令和5年度道路改良	令和5～7年度	300,000
令和5年度橋梁整備	令和5～9年度	1,509,000
令和6年度指定管理 (こ う べ ま ち づ く り 会 館)	令和5～10年度	135,000
神戸港高潮対策緊急事業 (六 甲 ア イ ラ ン ド)	令和5～7年度	1,700,000

第 4 表 市 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道 路 整 備 事 業	11,968,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	12,848,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
公 園 整 備 事 業	2,074,000				2,162,000			
河 川 整 備 事 業	1,801,000				1,821,000			
区 画 整 理 事 業	1,079,000				1,224,000			
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業	5,579,000				5,667,000			

令和5年度神戸市市場事業費補正予算

令和5年度神戸市市場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	3 施設整備費	市場施設整備	15,000

令和5年度神戸市市街地再開発事業費補正予算

令和5年度神戸市市街地再開発事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 市街地再開発費	1 市街地再開発費	新長田駅南地区復興市街地再開発	221,654
2 市街地再開発管理費	1 市街地再開発管理費	再開発管理事業	105,924

令和5年度神戸市営住宅事業費補正予算

令和5年度神戸市営住宅事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 市営住宅建設費 市営住宅建設費	1 市営住宅建設費 市営住宅建設費	市営住宅建設	2,313,803
2 市営住宅管理費 市営住宅管理費	1 市営住宅管理費 市営住宅管理費	市営住宅管理	1,749,118

令和5年度神戸市空港整備事業費補正予算

令和5年度神戸市空港整備事業費補正予算は、次に定めるところによる。
(債務負担行為の補正)

債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
神戸空港保安検査機器等整備	令和5～6年度	2,700,000

令和5年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 令和5年度神戸市港湾事業会計予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度指定管理(神戸三宮フェリーターミナル)	令和5～10年度	190,000千円
令和6年度指定管理(神戸港ウォーターフロントエリア)	令和5～10年度	806,000千円

令和5年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和5年度神戸市高速鉄道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	23,298,162千円	148,000千円	23,446,162千円
第1項 企業債	15,018,000千円	98,000千円	15,116,000千円
第3項 補助金	4,048,783千円	50,000千円	4,098,783千円
	支 出		
第1款 資本的支出	33,689,979千円	148,000千円	33,837,979千円
第1項 建設改良費	19,546,079千円	148,000千円	19,694,079千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「14,503,000千円」を「14,601,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「6,492,873千円」を「6,542,873千円」に改める。

第 1 表 建設改良事業概要補正

(単位:千円)

事業名	補 正 前		補 正 後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
高速鉄道建設	18,681,732	可動式ホーム柵設置工事、新長田駅大規模改修工事、北神線増備車製造、板宿駅大規模改修工事、ワンマン化対応改修、駅務機器更新費用、総係費等	18,829,732	可動式ホーム柵設置工事、新長田駅大規模改修工事、北神線増備車製造、板宿駅大規模改修工事、ワンマン化対応改修、駅務機器更新費用、総係費等
付帯事業建設	864,347	西神中央百貨店ビル外壁改修工事、駅ビル設備改修工事、ほか関連事業施設改修等	864,347	西神中央百貨店ビル外壁改修工事、駅ビル設備改修工事、ほか関連事業施設改修等
合 計	19,546,079		19,694,079	

神戸市告示第493号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月19日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 2台	令和5年11月1日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	大石駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 13台	令和5年11月6日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	撰津本山駅周辺	自転車 2台	令和5年11月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	青木駅周辺	自転車 2台	令和5年11月10日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	魚崎駅周辺	自転車 2台	令和5年11月10日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 3台	令和5年11月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	大石駅周辺	自転車 2台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新在家駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	8台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車	2台	令和5年11月21日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	0台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	17台	令和5年11月24日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	阪急御影駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	29台	令和5年11月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	JR住吉駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第494号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月19日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年11月1日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 1台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年11月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 1台	令和5年11月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 31台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和5年11月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和5年11月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年11月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和5年11月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年11月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年11月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 34台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和5年11月28日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第 495 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 12 月 19 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和5年11月7日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 5 台	令和5年11月21日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和5年11月21日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 7 台	令和5年11月28日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和5年11月14日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和5年11月14日	

神戸市告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年12月20日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年1月2日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	住吉村合併 70号線	神戸市東灘区住吉山手9丁目1566番1地先から	新	49.10	最大 5.10 最小 3.80
		神戸市東灘区住吉山手9丁目1878番110の地先まで	旧	49.10	最大 5.10 最小 3.60

神戸市告示第497号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 公の施設
神戸市中央区橘通3丁目4番1号
神戸市立婦人会館
- 2 指定管理者
神戸市中央区橘通3丁目4番1号
一般社団法人神戸市婦人団体協議会
代表理事 小野 愛子
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

神戸市告示第498号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

有野町大池自治会

2 規約に定める目的

当会は、会員相互の親睦を図るとともに、会員が協力して積極的な自治活動により、明るく住みよい町づくりに邁進することを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 防犯、防火、災害等に関すること。
- (2) 婦人活動に関すること。
- (3) 管内の環境整理、衛生、交通安全等に関すること。
- (4) 会員の福利厚生に関すること。
- (5) 親睦活動等文化教育に関すること。

3 区域

当会の区域は、神戸市北区東大池1丁目2番17・5番11・5番14～15・5番19・9番12、東大池2丁目1番～3番・4番15・4番20・4番26～33・4番36～37・4番39・5番～8番・29番9、及び北区有野町唐櫃3252番・3256番・3261番・3267番～3268番・3270番・3277番・3280番～3281番・3285番・3289番・3301番～3306番・3309番・3311番・3314番・3317番～3319番・3323番～3326番・3328番～3331番・3333番～3334番・3343番・3345番・3348番～3352番・3373番・3388番～3389番・3393番・4216番7・4216番22・4249番・4273番・4280番・4287番・4298番・4301番～4302番・4311番・4313番・4316番・4324番・4341番～4342番・4563番・4572番～4573番とする。

4 主たる事務所

神戸市北区有野町唐櫃3324番

5 代表者の氏名

奥谷 夏一

6 代表者の住所

神戸市北区有野町唐櫃3324番

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。

11 認可年月日

令和5年12月11日

神戸市告示第499号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月19日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
さざんか薬局	神戸市兵庫区駅南通1丁目2番3号	令和5年11月1日
すみれ薬局	神戸市長田区菅原通4丁目202番3号	令和5年10月31日
ひまわり薬局	神戸市兵庫区荒田町3丁目2番16号	令和5年10月31日
あじさい薬局	神戸市中央区下山手通5丁目12番17号	令和5年10月31日
南歯科クリニック	神戸市垂水区天ノ下町5番28号	令和5年12月1日
m a m m a r i a k o b e	神戸市中央区下山手通3丁目1番21号	令和5年12月1日
訪問看護ステーション マリン	神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目8番地23	令和5年11月1日

令和5年12月19日 神戸市公報第3839号

神戸市告示第500号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月19日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
岡野耳鼻咽喉科	神戸市東灘区御影郡家2丁目16番16号	令和5年10月31日
医療法人社団長谷川整形外科	神戸市垂水区舞子台6丁目10番13号	令和3年3月19日
佐々木医院	神戸市須磨区東白川台3丁目15番11号	令和5年9月26日
ホスミック調剤薬局	神戸市東灘区御影1丁目14番25号	令和5年10月31日
ひまわり薬局	神戸市兵庫区荒田町3丁目2番16号	令和5年10月30日
さざんか薬局	神戸市兵庫区駅南通1丁目2番3号	令和5年10月31日
すみれ薬局	神戸市長田区菅原通4丁目202番3号	令和5年10月30日
あじさい薬局	神戸市中央区下山手通5丁目12番17号	令和5年10月30日

神戸市告示第501号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月19日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)居宅介護支援センターおおぎの郷 (旧)在宅介護支援センターおおぎの郷	神戸市東灘区北青木1丁目1番3号	社会福祉法人千種会	神戸市東灘区北青木1丁目	平成20年4月15日	居宅介護支援（ケアプラン作成） 居宅介護支援（ケアプラン作成）

神戸市告示第502号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月19日

神戸市長 久元喜造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
片山 明子（i k o i 鍼灸マッサージ院）	片山 明子	神戸市東灘区甲南町3丁目2番2号	令和5年5月1日

2. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
片山 明子（i k o i 鍼灸マッサージ院）	片山 明子	神戸市東灘区甲南町3丁目2番2号	令和5年5月1日
森 隆（ハピネス治療院）	森 隆	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和5年10月1日

3. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
澁谷 龍之介（しぶや整骨院）	澁谷 龍之介	神戸市中央区磯上通2丁目2番25号	令和5年11月20日

神戸市告示第503号

指定管理者の指定の件（神戸市立住之江児童館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した。

令和5年12月19日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立住之江児童館	神戸市西区糀台3丁目32番7 社会福祉法人愛児会 理事長 井塚 啓文	令和6年4月1日 から令和11年 3月31日まで
神戸市立北青木児童館	京都市伏見区深草泓ノ壺町37番地の1 社会福祉法人フジの会 理事長 砂川 靖子	
神戸市立魚崎児童館	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎	
神戸市立田中児童館	神戸市灘区篠原北町4丁目8番1号 社会福祉法人同朋福祉会 理事長 梅木 和郎	
神戸市立浜御影児童館	神戸市東灘区御影本町6丁目5番8号 特定非営利活動法人みかげ元気っ子 理事 大城代 幸子	
神戸市立向洋児童館	神戸市東灘区向洋町中6丁目3番地の2 NPO法人RICこどもCLUB 理事 實光 良夫	
神戸市立本山東児童館	神戸市東灘区森南町2丁目8番25号 特定非営利活動法人もとさん子 理事 山本 豊三	
神戸市立鶴甲児童館	神戸市灘区友田町2丁目4番24号 特定非営利活動法人Space 理事 越智 正篤	
神戸市立東川崎児童館	神戸市中央区東川崎町7丁目4番11号 特定非営利活動法人ひがしかわさき 理事 藏園 武志	
神戸市立松原児童館	京都市伏見区深草泓ノ壺町37番地の1 社会福祉法人フジの会 理事長 砂川 靖子	

神戸市立南五葉児童館	神戸市北区鳴子2丁目11番2号 社会福祉法人頌栄会 理事長 原 寛
神戸市立藤原台児童館	神戸市北区藤原台中町7丁目14番15号 特定非営利活動法人f u らんど 理事 市橋 祐子
神戸市立淡河児童館	神戸市北区淡河町木津54番地 特定非営利活動法人淡河町子育てネット 理事 増田 泰樹
神戸市立西山児童館	神戸市北区菖蒲が丘1丁目14番地の3 特定非営利活動法人にしやま 理事 片山 雄二
神戸市立好徳児童館	神戸市北区淡河町木津54番地 特定非営利活動法人淡河町子育てネット 理事 増田 泰樹
神戸市立駒栄児童館	神戸市長田区駒栄町4丁目1番11号 学校法人近田幼稚園 理事長 近田 和裕
神戸市立大日丘児童館	神戸市長田区大日丘町3丁目10番9号 社会福祉法人雲雀ヶ丘福祉会 理事長 溝田 浩一
神戸市立白川台児童館	神戸市垂水区歌敷山2丁目5番9号 社会福祉法人泰福祉会 理事長 田丸 泰久
神戸市立菅の台児童館	神戸市須磨区菅の台4丁目5番地 特定非営利活動法人すがのだい 理事 福田 豊
神戸市立垂水児童館	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎
神戸市立東垂水児童館	神戸市垂水区舞子台7丁目3番8号 有限会社エムツーコーポレーション 代表取締役 前田 嘉代子
神戸市立塩屋児童館	神戸市垂水区塩屋町4丁目3番9号 特定非営利活動法人S I O Y A 4 0 8 理事 寺澤 良久
神戸市立神陵台児童館	兵庫県南あわじ市松帆高屋乙192番地 社会福祉法人みかり会 理事長 谷村 誠

神戸市立星陵台児童館	兵庫県南あわじ市松帆高屋乙192番地 社会福祉法人みかり会 理事長 谷村 誠
神戸市立小東山児童館	兵庫県明石市二見町福里283番地の6 社会福祉法人あゆみ会 理事長 小西 満廣
神戸市立秋葉台児童館	神戸市長田区東尻池町3丁目6番27号 社会福祉法人報恩感謝会 理事長 中山 満介
神戸市立井吹台児童館	神戸市西区井吹台東町1丁目21番地の6 特定非営利活動法人ニューいぶき 理事 坂本 津留代

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条の2第3項の規定により、舞多聞西3丁目てらいけ地区建築協定区域内の土地について借地権が消滅した旨の届出がありましたので、同条第4項の規定により公告します。

当該届出に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和5年12月6日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年12月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 区域を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
東須磨公園	須磨区堀池町1丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	縮小

(2)供用開始の年月日

令和5年12月19日

神戸市公告

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第4項の規定により、
苔谷公園体育館を、令和5年12月28日（木）に臨時休館する。

令和5年12月19日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和5年12月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
ア・ラヴリ西神中央建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区春日台5丁目31番1 他

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年12月19日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年12月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業

神戸市中央区雲井通5丁目

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
雲井通5丁目再開発株式会社	神戸市中央区雲井通4丁目2番2号	代表取締役 鳥居 聡

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
未定		

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年12月

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,500平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物内地下3階	65台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
—	0台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物 1 階	113 平方メートル
建物地下 2 階	25 平方メートル
合計	138 平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物 1 階	29 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
24 時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
建物 1 階東側	出入口：1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24 時間

8 届出年月日

令和 5 年 12 月 1 日

9 縦覧期間

令和 5 年 12 月 19 日から令和 6 年 4 月 19 日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年12月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区甲栄台1丁目18番1の一部、18番5、18番78、18番79、18番80、18番81、18番86、甲栄台2丁目3番97、3番99、3番100、3番101、3番102、3番115、3番116、3番117、14番30、14番30地先道路、14番106、14番107、14番108、14番109、甲栄台3丁目1番1の一部、1番2、1番3、1番4、1番5、3番64、3番64地先道路、3番103、12番2、12番3、14番107、緑町7丁目18番48、18番51、18番52の一部、山田町小部字ハシ折山18番6、24番の一部、山田町小部字出坂山14番110の一部 の内5工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝2丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 池上 一夫

許可番号

令和2年11月10日 第7074号

（変更許可 令和3年12月8日 第1470号）

（変更許可 令和4年8月16日 第1491号）

（変更許可 令和4年11月8日 第1499号）

（変更許可 令和5年7月19日 第1508号）

（変更許可 令和5年10月13日 第1513号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市灘区六甲台町29番21、29番22、69番1の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市西区庚午北1丁目17番23号

株式会社マリモ

代表取締役社長 深川 真

許可番号

令和3年4月15日 第7112号

（変更許可 令和5年12月1日 第1517号）

神戸市中央区公告

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和5年12月19日

神戸市中央区長 八乙女 悦範

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 本籍・住所・氏名 | 不詳 |
| 2 | 性別 | 男性 |
| 3 | 年齢 | 60～80歳（推定） |
| 4 | 特徴 | 身長152cm位
頭髪は耳にかかる長さ 頭頂部は禿げ |
| 5 | 死亡年月日 | 令和5年9月10日頃（推定） |
| 6 | 発見年月日 | 令和5年9月12日午後0時17分 |
| 7 | 発見場所 | 神戸市中央区波止場町1番1号神戸第二地方合同庁舎
南側から南方約20メートル先海上 |
| 8 | 死因 | 溺死の疑い |
| 9 | 遺留金品等 | 紺色半袖シャツ
白色半袖Tシャツ
黒色カーゴパンツ
黒色スニーカー
黒色ボクサーパンツ
黒色靴下
黒色ショルダーバッグ
緑色数珠 |

神戸市交通管理規程第6号

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年12月7日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

第1条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和28年4月6日交通管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第8条の5第1項第2号の表を次のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（支給額及び支給方法）</p> <p>第8条の5 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員が現に受ける給料の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、その達しない額に相当する額（その額が17,000円を超えるときは、17,000円）を前号に規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給</p>	<p style="text-align: center;">（支給額及び支給方法）</p> <p>第8条の5 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員が現に受ける給料の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、その達しない額に相当する額（その額が17,000円を超えるときは、17,000円）を前号に規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給</p>

し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、採用時及び昇給期の7月1日から行うものとする。切替時にも再決定し、給料月額には、給料の調整額を含むものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上16歳未満	156,400円	22歳2月以上23歳未満	174,900円	28歳10月以上29歳8月未満	200,300円
16歳以上17歳未満	158,600円	23歳以上23歳10月未満	177,500円	29歳8月以上30歳6月未満	203,500円
17歳以上18歳未満	160,700円	23歳10月以上24歳8月未満	180,600円	30歳6月以上31歳4月未満	206,900円
18歳以上18歳10月未満	162,900円	24歳8月以上25歳6月未満	183,800円	31歳4月以上32歳2月未満	210,500円
18歳10月以上19歳8月未満	165,000円	25歳6月以上26歳4月未満	187,000円	32歳2月以上33歳未満	213,000円
19歳8月以上20歳6月未満	167,200円	26歳4月以上27歳2月未満	190,400円	33歳以上上33歳10月未満	214,800円

し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、採用時及び昇給期の7月1日から行うものとする。切替時にも再決定し、給料月額には、給料の調整額を含むものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上16歳未満	144,400円	22歳2月以上23歳未満	162,900円	28歳10月以上29歳8月未満	189,300円
16歳以上17歳未満	146,600円	23歳以上23歳10月未満	165,500円	29歳8月以上30歳6月未満	193,100円
17歳以上18歳未満	148,700円	23歳10月以上24歳8月未満	168,700円	30歳6月以上31歳4月未満	197,000円
18歳以上18歳10月未満	150,900円	24歳8月以上25歳6月未満	172,100円	31歳4月以上32歳2月未満	200,900円
18歳10月以上19歳8月未満	153,000円	25歳6月以上26歳4月未満	175,400円	32歳2月以上33歳未満	204,200円
19歳8月以上20歳6月未満	155,200円	26歳4月以上27歳2月未満	179,000円	33歳以上上33歳10月未満	206,800円

20歳 6 月以上	169, 900 円	27歳 2 月以上	193, 700 円	33歳 10 月以上	216, 600 円	20歳 6 月以上	157, 900 円	27歳 2 月以上	182, 400 円	33歳 10 月以上	209, 200 円
21歳 4 月未満		28歳未 満		34歳 8 月未満		21歳 4 月未満		28歳未 満		34歳 8 月未満	
21歳 4 月以上	172, 500 円	28歳以 上 28歳	197, 100 円	34歳 8 月以上	218, 200 円	21歳 4 月以上	160, 500 円	28歳以 上 28歳	186, 000 円	34歳 8 月以上	211, 800 円
22歳 2 月未満		10月未 満				22歳 2 月未満		10月未 満			
(3)	[略]					(3)	[略]				
(4)	[略]					(4)	[略]				
(5)	[略]					(5)	[略]				
2	[略]					2	[略]				
3	[略]					3	[略]				

別表第1及び別表第2を次のように改める。

改正後										改正前										
別表第1 一般職給料表(第5条関係)										別表第1 一般職給料表(第5条関係)										
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
		給料月額			給料月額	給料月額														
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,900	185,300	217,200	258,600	270,700	306,600	365,600	475,200		1	151,900	173,600	211,100	253,300	266,300	304,200	363,800	473,800	
	2	165,000	187,000	219,000	260,600	272,800	309,300	368,100	478,800		2	153,000	175,400	212,900	255,300	268,400	306,900	366,300	477,400	
	3	166,100	188,700	220,800	262,600	274,900	312,000	370,600	482,400		3	154,100	177,200	214,700	257,300	270,500	309,600	368,800	481,000	
	4	167,200	190,400	222,500	264,600	277,000	314,700	373,100	485,900		4	155,200	179,000	216,400	259,300	272,600	312,300	371,300	484,500	
	5	168,500	192,000	224,200	266,500	278,900	317,300	375,500	489,400		5	156,500	180,600	218,100	261,200	274,500	314,900	373,700	488,000	
	6	169,900	193,700	225,900	268,400	281,000	320,000	378,700	493,000		6	157,900	182,400	219,800	263,200	276,600	317,600	377,000	491,600	
	7	171,200	195,400	227,600	270,300	283,100	322,800	381,900	496,600		7	159,200	184,200	221,500	265,200	278,700	320,400	380,300	495,200	
	8	172,500	197,100	229,400	272,200	285,300	325,600	385,100	500,200		8	160,500	186,000	223,300	267,200	280,900	323,200	383,600	498,800	
	9	173,600	198,600	231,200	274,100	287,500	328,300	388,300	503,600		9	161,600	187,600	225,100	269,300	283,100	325,900	386,900	502,200	
	10	174,900	200,300	232,900	276,100	289,600	331,100	391,700	507,200		10	162,900	189,300	226,900	271,400	285,300	328,700	390,300	505,800	
	11	176,200	201,900	234,600	278,100	291,600	333,900	395,100	510,800		11	164,200	191,200	228,700	273,500	287,400	331,500	393,700	509,400	
	12	177,500	203,500	236,200	280,100	293,700	336,700	398,500	514,400		12	165,500	193,100	230,400	275,600	289,600	334,300	397,100	513,000	
	13	179,000	205,100	237,800	281,900	295,600	339,500	401,800	517,700		13	167,000	195,000	232,100	277,500	291,500	337,100	400,400	516,400	
	14	180,600	206,900	239,600	283,900	297,400	342,300	405,200	521,400		14	168,700	197,000	233,900	279,600	293,400	339,900	403,800	520,100	
	15	182,200	208,700	241,400	285,900	299,200	345,000	408,600	525,100		15	170,400	198,900	235,700	281,700	295,300	342,600	407,200	523,800	
	16	183,800	210,500	243,000	287,900	301,000	347,700	412,000	528,800		16	172,100	200,900	237,400	283,800	297,200	345,300	410,600	527,500	
	17	185,300	212,100	244,700	289,800	302,700	350,400	415,300	532,400		17	173,600	202,900	239,100	285,800	299,200	348,000	413,900	531,100	
	18	187,000	214,100	246,600	291,600	304,800	353,200	418,800	535,900		18	175,400	205,200	241,000	287,700	301,400	350,800	417,400	534,600	
	19	188,700	216,100	248,500	293,400	306,900	355,900	422,300	539,400		19	177,200	207,500	243,000	289,600	303,600	353,500	420,900	538,100	
	20	190,400	218,100	250,400	295,200	309,000	358,600	425,700	542,900		20	179,000	209,800	245,000	291,500	305,800	356,200	424,300	541,600	
	21	192,000	220,100	252,300	297,100	311,000	361,300	429,100	546,400		21	180,600	211,900	247,000	293,700	308,000	358,900	427,700	545,100	
	22	193,700	221,700	254,300	299,200	313,100	364,000	432,600	549,800		22	182,400	213,700	249,000	295,900	310,300	361,600	431,200	548,500	
	23	195,400	223,300	256,300	301,300	315,100	366,500	436,100	553,100		23	184,200	215,500	251,000	298,100	312,500	364,100	434,700	551,800	
	24	197,100	224,900	258,300	303,300	317,100	369,000	439,600	556,400		24	186,000	217,300	253,000	300,200	314,700	366,700	438,200	555,100	
	25	198,600	226,400	260,100	305,200	319,200	371,300	443,000	559,500		25	187,600	219,100	254,900	302,300	316,800	369,000	441,600	558,200	
	26	200,300	227,800	261,900	307,100	321,400	373,900	446,400	562,500		26	189,300	220,900	256,800	304,400	319,000	371,600	445,000	561,200	
	27	201,900	229,300	263,700	309,100	323,600	376,500	449,700	565,400		27	191,200	222,700	258,700	306,500	321,200	374,200	448,300	564,100	
	28	203,500	230,800	265,500	311,100	325,800	379,100	453,000	568,300		28	193,100	224,500	260,700	308,600	323,500	376,800	451,600	567,000	
	29	205,100	232,300	267,300	313,100	327,900	381,500	456,200	571,100		29	195,000	226,200	262,800	310,700	325,600	379,200	454,800	569,800	
	30	206,900	233,900	269,300	315,000	330,000	384,000	459,400	573,000		30	197,000	228,100	264,800	312,700	327,900	381,800	458,000	571,700	
	31	208,700	235,500	271,300	317,000	332,200	386,500	462,500	574,900		31	198,900	229,900	266,900	314,700	330,100	384,300	461,100	573,600	
	32	210,500	237,100	273,300	318,900	334,400	388,900	465,600	576,800		32	200,900	231,700	269,000	316,700	332,400	386,800	464,200	575,500	
	33	212,100	238,700	275,100	320,800	336,200	391,300	468,700	578,500		33	202,900	233,300	271,000	318,600	334,200	389,300	467,300	577,200	
	34	213,000	240,500	277,000	322,800	338,200	393,800	471,700	580,300		34	204,200	235,100	273,000	320,600	336,200	391,800	470,300	579,000	
	35	213,900	242,300	279,000	324,700	340,100	396,200	474,700	582,100		35	205,500	236,900	275,000	322,600	338,100	394,200	473,300	580,800	
	36	214,800	244,000	280,900	326,600	342,000	398,500	477,700	583,900		36	206,800	238,600	277,000	324,600	340,000	396,600	476,300	582,600	
	37	215,800	245,700	282,700	328,500	343,800	400,600	480,700	585,600		37	208,100	240,300	278,800	326,500	341,800	398,700	479,300	584,300	
	38	216,600	247,400	284,500	330,500	345,600	402,600	483,700	586,800		38	209,200	242,100	280,700	328,500	343,700	400,800	482,300	585,500	
	39	217,400	249,100	286,200	332,400	347,400	404,600	486,700	588,000		39	210,500	243,800	282,600	330,500	345,600	402,800	485,300	586,700	
	40	218,200	250,800	288,000	334,300	349,200	406,600	489,600	589,200		40	211,800	245,500	284,500	332,400	347,400	404,800	488,200	587,900	
	41	218,900	252,400	289,800	336,200	350,900	408,600	492,500	590,300		41	213,100	247,100	286,500	334,300	349,100	406,900	491,100	589,000	
	42	219,900	253,800	291,600	338,200	352,700	410,700	494,800	591,500		42	214,200	248,700	288,500	336,300	350,900	409,000	493,400	590,200	
	43	220,900	255,200	293,300	340,100	354,400	412,700	497,100	592,700		43	215,300	250,300	290,400	338,300	352,700	411,000	495,700	591,400	
	44	221,900	256,600	295,000	342,000	356,100	414,600	499,300	593,900		44	216,300	251,900	292,100	340,200	354,400	413,000	498,000	592,600	
	45	222,700	257,900	296,700	343,800	357,900	416,200	501,200	595,000		45	217,400	253,500	294,000	342,100	356,200	414,800	499,900	593,700	
	46	223,700	259,800	298,600	345,400	359,500	418,100	502,700	595,900		46	218,500	255,500	296,000	343,700	357,800	416,700	501,400	594,600	
	47	224,700	261,700	300,400	347,000	361,000	420,100	504,200	596,800		47	219,600	257,500	298,000	345,300	359,400	418,700	502,900	595,500	
	48	225,700	263,600	302,200	348,500	362,500	422,000	505,700	597,700		48	220,600	259,500	299,900	346,900	361,000	420,700	504,400	596,400	
	49	226,600	265,400	304,100	350,000	364,000	423,800	507,100	598,400		49	221,500	261,400	301,800	348,400	362,600	422,600	505,800	597,100	
	50	227,600	267,200	306,000	351,300	365,600	425,500	507,900	599,200		50	222,500	263,400	303,800	349,700	364,200	424,300	506,600	597,900	
51	228,600	269,100	307,900	352,500	367,100	427,200	508,700	600,000	51	223,600	265,400	305,700	351,000	365,800	426,000	507,400	598,700			

52	229,600	271,000	309,700	353,700	368,700	428,900	509,500	600,800
53	230,600	273,000	311,600	354,900	370,300	430,600	510,400	601,600
54	231,400	275,000	313,500	356,000	371,700	431,500	511,100	602,400
55	232,200	276,900	315,300	357,000	373,100	432,400	511,800	603,200
56	233,000	278,800	317,100	358,100	374,400	433,200	512,500	604,000
57	233,800	280,700	319,000	359,100	375,600	433,900	513,300	604,800
58	234,500	282,300	320,900	360,300	376,600	434,800	514,000	605,600
59	235,200	283,900	322,800	361,400	377,600	435,600	514,700	606,400
60	236,000	285,400	324,700	362,500	378,600	436,500	515,400	607,200
61	236,700	286,900	326,600	363,600	379,500	437,200	516,000	608,000
62	237,400	288,400	328,400	364,400	380,400	438,000	516,700	
63	238,200	289,900	330,100	365,100	381,300	438,800	517,400	
64	238,900	291,400	331,800	365,800	382,200	439,600	518,100	
65	239,600	292,900	333,400	366,500	382,900	440,400	518,700	
66	240,300	294,600	334,500	367,100	383,500	441,200	519,400	
67	241,000	296,300	335,500	367,700	384,200	442,000	520,100	
68	241,800	297,900	336,500	368,300	384,900	442,800	520,800	
69	242,500	299,600	337,600	368,900	385,500	443,400	521,400	
70	243,100	301,200	338,500	369,500	386,100	443,800	522,500	
71	243,800	302,800	339,400	370,000	386,800	444,300	523,600	
72	244,500	304,300	340,300	370,500	387,500	444,800	524,700	
73	245,200	305,600	341,000	371,000	388,100	445,400	525,600	
74	245,800	306,800	341,800	371,500	388,700	446,000	526,700	
75	246,300	308,200	342,600	372,000	389,400	446,600	527,800	
76	246,800	309,600	343,400	372,500	390,100	446,900	528,900	
77	247,300	311,000	344,200	373,000	390,700	447,200	530,000	
78	247,800	312,400	344,800	373,500	391,300	447,700	531,200	
79	248,200	313,800	345,400	374,000	392,000	448,200	532,300	
80	248,600	315,000	345,900	374,500	392,600	448,600	533,400	
81	249,000	316,100	346,500	375,000	393,300	449,000	534,400	
82	249,500	317,100	347,000	375,500	394,000	449,400		
83	250,000	318,100	347,500	376,000	394,500	449,900		
84	250,400	319,000	348,000	376,400	395,100	450,400		
85	250,800	319,800	348,500	376,800	395,700	450,800		
86	251,300	320,500	348,900	377,200	396,300	451,200		
87	251,800	321,200	349,200	377,600	397,000	451,600		
88	252,300	321,800	349,500	378,000	397,600	452,000		
89	252,700	322,500	349,800	378,400	398,300	452,400		
90	253,200	323,200	350,100	378,800	398,900	452,800		
91	253,700	323,800	350,400	379,200	399,500	453,200		
92	254,200	324,300	350,700	379,500	400,000	453,600		
93	254,600	324,900	351,000	379,800	400,500	453,900		
94		325,400	351,300	380,200	401,000	454,600		
95		325,900	351,600	380,600	401,500	455,300		
96		326,400	351,900	380,900	402,000	456,000		
97		326,900	352,200	381,200	402,500	456,800		
98		327,400	352,400	381,600	402,900	457,600		
99		327,900	352,700	382,000	403,300	458,400		
100		328,400	353,000	382,300	403,700	459,200		
101		328,900	353,200	382,600	404,200	460,100		
102			353,500	383,000	404,600			
103			353,800	383,300	405,000			
104			354,000	383,600	405,400			
105			354,200	383,900	405,800			
106			354,500	384,200	406,200			
107			354,800	384,500	406,600			
108			355,000	384,800	407,000			

52	224,600	267,400	307,600	352,300	367,400	427,700	508,200	599,500
53	225,600	269,500	309,500	353,500	369,000	429,400	509,100	600,300
54	226,500	271,500	311,500	354,700	370,400	430,300	509,800	601,100
55	227,400	273,600	313,400	355,800	371,800	431,200	510,500	601,900
56	228,300	275,500	315,300	356,900	373,200	432,000	511,200	602,700
57	229,200	277,600	317,200	358,000	374,500	432,700	512,000	603,500
58	230,100	279,300	319,100	359,200	375,500	433,600	512,700	604,300
59	231,000	281,000	321,000	360,300	376,500	434,400	513,400	605,100
60	231,900	282,700	322,900	361,400	377,500	435,300	514,100	605,900
61	232,600	284,300	324,800	362,500	378,500	436,000	514,700	606,700
62	233,400	285,900	326,600	363,300	379,400	436,800	515,400	
63	234,200	287,500	328,400	364,100	380,300	437,600	516,100	
64	235,100	289,100	330,100	364,800	381,200	438,400	516,800	
65	235,900	290,700	331,800	365,500	381,900	439,200	517,400	
66	236,700	292,500	332,900	366,100	382,500	440,000	518,100	
67	237,600	294,200	334,000	366,700	383,200	440,800	518,800	
68	238,500	296,000	335,100	367,300	383,900	441,600	519,500	
69	239,200	297,800	336,200	367,900	384,500	442,200	520,100	
70	240,000	299,400	337,100	368,500	385,100	442,600	521,200	
71	240,900	301,000	338,000	369,100	385,800	443,100	522,300	
72	241,600	302,600	338,900	369,600	386,500	443,600	523,400	
73	242,400	303,900	339,700	370,100	387,100	444,200	524,300	
74	243,200	305,300	340,600	370,600	387,700	444,800	525,400	
75	243,800	306,700	341,500	371,100	388,400	445,400	526,500	
76	244,400	308,100	342,300	371,600	389,100	445,700	527,600	
77	244,900	309,500	343,100	372,100	389,700	446,000	528,700	
78	245,600	310,900	343,700	372,600	390,300	446,500	529,900	
79	246,200	312,300	344,300	373,100	391,000	447,000	531,000	
80	246,700	313,600	344,900	373,600	391,600	447,400	532,100	
81	247,200	314,700	345,500	374,100	392,300	447,800	533,100	
82	247,700	315,700	346,000	374,600	393,000	448,200		
83	248,200	316,700	346,500	375,100	393,500	448,700		
84	248,700	317,700	347,000	375,500	394,100	449,200		
85	249,100	318,500	347,500	375,900	394,700	449,600		
86	249,600	319,200	347,900	376,300	395,300	450,000		
87	250,100	319,900	348,200	376,700	396,000	450,400		
88	250,600	320,600	348,500	377,100	396,700	450,800		
89	251,000	321,300	348,800	377,500	397,400	451,200		
90	251,500	322,000	349,100	377,900	398,000	451,600		
91	252,000	322,700	349,400	378,300	398,600	452,000		
92	252,500	323,300	349,700	378,600	399,100	452,400		
93	252,900	323,900	350,000	378,900	399,600	452,700		
94		324,400	350,300	379,300	400,100	453,400		
95		324,900	350,600	379,700	400,600	454,100		
96		325,400	350,900	380,000	401,100	454,800		
97		326,000	351,200	380,300	401,600	455,600		
98		326,500	351,500	380,700	402,000	456,400		
99		327,000	351,800	381,100	402,400	457,200		
100		327,500	352,100	381,400	402,800	458,000		
101		328,000	352,300	381,700	403,300	458,900		
102			352,600	382,100	403,700			
103			352,900	382,400	404,100			
104			353,100	382,700	404,500			
105			353,300	383,000	404,900			
106			353,600	383,300	405,300			
107			353,900	383,600	405,700			
108			354,100	383,900	406,100			

109			355,200	385,000	407,300				
110			355,500	385,300	407,700				
111			355,700	385,600	408,100				
112			355,900	385,800	408,500				
113			356,100	386,000	408,800				
114			356,400	386,200	409,200				
115			356,600	386,400	409,600				
116			356,800	386,600	410,000				
117			357,000	386,800	410,300				
118			357,200	387,000	410,700				
119			357,400	387,200	411,100				
120			357,600	387,400	411,500				
121			357,800	387,600	411,800				
122			358,000						
123			358,200						
124			358,400						
125			358,600						
126			358,800						
127			359,000						
128			359,100						
129			359,200						
130			359,400						
131			359,600						
132			359,700						
133			359,800						
134			360,000						
135			360,200						
136			360,300						
137			360,400						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額							
		184,500	207,300	253,600	287,200	304,500	328,100	394,400	445,300

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。

109			354,300	384,100	406,400				
110			354,600	384,400	406,800				
111			354,800	384,700	407,200				
112			355,000	384,900	407,600				
113			355,200	385,100	407,900				
114			355,500	385,300	408,300				
115			355,700	385,500	408,700				
116			355,900	385,700	409,100				
117			356,100	385,900	409,400				
118			356,300	386,100	409,800				
119			356,500	386,300	410,200				
120			356,700	386,500	410,600				
121			356,900	386,700	410,900				
122			357,100						
123			357,300						
124			357,500						
125			357,700						
126			357,900						
127			358,100						
128			358,200						
129			358,300						
130			358,500						
131			358,700						
132			358,800						
133			358,900						
134			359,100						
135			359,300						
136			359,400						
137			359,500						
再任用職 員		基準給料 月額							
		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600	327,000	393,200	444,000

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。

改正後							改正前						
別表第2 現業職給料表(第5条関係)							別表第2 現業職給料表(第5条関係)						
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員	1	151,000	155,100	210,300	246,100	262,400	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員	1	139,000	143,100	204,300	241,100	258,200
	2	152,100	156,200	212,400	247,900	264,200		2	140,100	144,200	206,400	242,900	260,000
	3	153,200	157,300	214,500	249,700	266,000		3	141,200	145,300	208,500	244,700	261,800
	4	154,300	158,400	216,600	251,500	267,800		4	142,300	146,400	210,600	246,500	263,600
	5	155,300	159,400	218,500	253,200	269,700		5	143,300	147,400	212,500	248,200	265,500
	6	156,400	160,500	220,300	254,900	271,500		6	144,400	148,500	214,300	250,000	267,300
	7	157,500	161,600	222,100	256,600	273,400		7	145,500	149,600	216,100	251,800	269,200
	8	158,600	162,700	223,900	258,300	275,300		8	146,600	150,700	217,900	253,600	271,100
	9	159,600	163,700	225,700	259,900	277,200		9	147,600	151,700	219,700	255,300	273,000
	10	160,700	164,800	227,200	261,600	279,000		10	148,700	152,800	221,300	257,100	274,900
	11	161,800	165,900	228,600	263,300	280,800		11	149,800	153,900	222,900	258,900	276,800
	12	162,900	167,000	230,000	265,000	282,600		12	150,900	155,000	224,400	260,700	278,700
	13	163,900	168,300	231,400	266,700	284,400		13	151,900	156,300	225,900	262,500	280,500
	14	165,000	169,500	232,900	268,500	285,900		14	153,000	157,500	227,400	264,400	282,100
	15	166,100	170,600	234,400	270,300	287,400		15	154,100	158,700	228,900	266,300	283,700
	16	167,200	171,700	235,900	272,100	288,900		16	155,200	159,800	230,400	268,200	285,300
	17	168,300	172,800	237,400	273,900	290,500		17	156,300	160,900	232,000	270,100	287,200
	18	169,500	174,100	238,900	275,500	292,500		18	157,500	162,200	233,500	271,800	289,300
	19	170,600	175,400	240,300	277,100	294,400		19	158,700	163,500	235,000	273,500	291,300
	20	171,700	176,700	241,700	278,700	296,300		20	159,800	164,800	236,500	275,200	293,300
	21	172,800	178,100	243,000	280,200	298,100		21	160,900	166,200	237,900	277,000	295,300
	22	174,100	179,500	244,300	282,000	300,000		22	162,200	167,700	239,200	278,900	297,300
	23	175,400	180,900	245,600	283,900	301,800		23	163,500	169,200	240,500	280,900	299,300
	24	176,700	182,300	246,900	285,700	303,600		24	164,800	170,700	241,800	282,900	301,300
	25	178,100	183,800	248,200	287,500	305,500		25	166,200	172,200	243,200	284,800	303,200
	26	179,500	185,400	249,600	289,200	307,500		26	167,700	173,900	244,700	286,700	305,200
	27	180,900	187,000	251,000	290,900	309,400		27	169,200	175,600	246,200	288,500	307,200
	28	182,300	188,600	252,400	292,600	311,300		28	170,700	177,300	247,800	290,300	309,100
	29	183,800	190,200	253,700	294,400	313,200		29	172,200	178,900	249,400	292,100	311,000
	30	185,400	191,800	255,300	296,100	315,000		30	173,900	180,600	251,000	293,900	312,900
	31	187,000	193,400	256,900	297,800	316,800		31	175,600	182,300	252,700	295,600	314,800
	32	188,600	195,000	258,500	299,400	318,600		32	177,300	184,000	254,400	297,300	316,700
	33	190,200	196,500	259,900	301,100	320,400		33	178,900	185,600	256,000	299,000	318,500
	34	191,800	198,200	261,600	302,800	321,900		34	180,600	187,300	257,800	300,700	320,000
	35	193,400	199,600	263,300	304,400	323,400		35	182,300	189,000	259,600	302,400	321,500
	36	195,000	201,000	265,000	306,000	325,000		36	184,000	190,700	261,400	304,100	323,100
	37	196,500	202,400	266,500	307,800	326,600		37	185,600	192,400	263,000	305,900	324,700
	38	198,000	203,900	268,300	309,600	328,100		38	187,300	194,100	264,800	307,700	326,300
	39	199,500	205,400	269,900	311,300	329,700		39	189,000	195,900	266,500	309,500	327,900
	40	201,000	206,900	271,500	313,000	331,300		40	190,700	197,700	268,200	311,200	329,600
	41	202,400	208,400	273,100	314,700	332,900		41	192,400	199,400	270,000	312,900	331,200
	42	203,900	210,300	274,600	316,400	334,600		42	194,100	201,600	271,700	314,700	332,900
	43	205,400	212,200	276,200	318,100	336,300		43	195,900	203,800	273,500	316,400	334,600
	44	206,900	214,100	277,800	319,800	337,900		44	197,700	205,900	275,100	318,100	336,300
	45	208,400	216,000	279,400	321,400	339,500		45	199,400	208,000	276,900	319,800	337,900
	46	209,400	217,600	281,100	323,000	340,900		46	200,800	209,700	278,700	321,400	339,300
	47	210,400	219,100	282,800	324,500	342,200		47	202,100	211,400	280,500	323,000	340,700
	48	211,400	220,600	284,400	326,000	343,500		48	203,400	213,100	282,200	324,500	342,100
	49	212,300	222,100	286,100	327,500	344,800		49	204,700	214,900	283,900	326,000	343,500
	50	213,000	223,400	287,800	329,100	346,200		50	205,700	216,600	285,700	327,600	344,900

51	213,700	224,800	289,500	330,500	347,500	51	206,900	218,300	287,400	329,100	346,300
52	214,400	226,200	291,100	331,900	348,900	52	208,100	220,000	289,100	330,600	347,700
53	215,000	227,700	292,800	333,400	350,200	53	209,300	221,700	290,800	332,100	349,000
54	215,900	229,100	294,400	334,600	351,400	54	210,300	223,400	292,500	333,400	350,200
55	216,800	230,500	296,000	335,800	352,600	55	211,400	225,000	294,200	334,700	351,400
56	217,700	231,900	297,600	337,000	353,700	56	212,400	226,600	295,900	335,900	352,600
57	218,600	233,600	299,200	338,100	354,700	57	213,400	228,300	297,500	337,100	353,700
58	219,300	235,200	300,900	339,300	355,500	58	214,200	229,900	299,200	338,300	354,500
59	220,100	236,800	302,600	340,400	356,300	59	215,100	231,500	300,900	339,400	355,300
60	220,900	238,400	304,200	341,500	357,100	60	215,900	233,100	302,500	340,500	356,100
61	221,700	239,800	305,800	342,600	357,800	61	216,700	234,500	304,100	341,600	356,900
62	222,400	241,200	307,500	343,400	358,500	62	217,500	236,000	305,800	342,400	357,600
63	223,100	242,600	309,100	344,100	359,200	63	218,300	237,400	307,500	343,200	358,300
64	223,800	244,000	310,700	344,800	359,900	64	218,900	238,800	309,100	343,900	359,000
65	224,500	245,400	312,200	345,500	360,500	65	219,600	240,200	310,700	344,600	359,600
66	225,100	246,600	313,700	346,000	361,000	66	220,300	241,600	312,200	345,100	360,100
67	225,700	247,800	315,100	346,500	361,500	67	221,000	243,000	313,700	345,600	360,600
68	226,300	249,000	316,500	347,000	362,000	68	221,800	244,400	315,200	346,100	361,100
69	227,000	250,200	318,000	347,500	362,500	69	222,500	245,900	316,700	346,600	361,600
70	227,500	251,700	319,500	347,900	363,000	70	223,100	247,500	318,200	347,000	362,100
71	228,000	253,300	321,000	348,200	363,500	71	223,700	249,200	319,700	347,400	362,600
72	228,500	254,900	322,500	348,600	364,000	72	224,300	250,900	321,200	347,800	363,100
73	228,900	256,400	323,800	349,000	364,500	73	224,900	252,500	322,600	348,200	363,600
74	229,300	257,900	325,100	349,400	365,000	74	225,400	254,200	324,000	348,600	364,100
75	229,800	259,500	326,400	349,800	365,500	75	226,000	255,900	325,400	349,000	364,600
76	230,300	261,100	327,800	350,200	366,000	76	226,600	257,600	326,800	349,400	365,100
77	230,800	262,700	329,200	350,500	366,400	77	227,200	259,300	328,200	349,700	365,500
78	231,400	264,300	329,800	350,900	366,900	78	227,900	261,000	328,800	350,100	366,000
79	231,900	265,900	330,400	351,300	367,400	79	228,600	262,700	329,400	350,500	366,500
80	232,500	267,500	330,900	351,600	367,800	80	229,300	264,400	330,000	350,800	366,900
81	233,000	269,000	331,400	351,900	368,200	81	229,800	266,000	330,500	351,100	367,300
82	233,500	270,400	331,900	352,200	368,700	82	230,500	267,500	331,000	351,400	367,800
83	234,000	271,800	332,400	352,500	369,100	83	231,200	269,000	331,500	351,700	368,200
84	234,600	273,200	332,800	352,800	369,500	84	231,800	270,500	331,900	352,000	368,600
85	235,100	274,600	333,200	353,100	369,900	85	232,400	272,100	332,300	352,300	369,000
86	235,400	276,000	333,600	353,400	370,200	86	232,900	273,600	332,700	352,600	369,300
87	235,800	277,400	334,000	353,700	370,500	87	233,400	275,100	333,100	352,900	369,600
88	236,200	278,600	334,400	353,900	370,700	88	233,900	276,400	333,500	353,100	369,900
89	236,600	280,000	334,700	354,100	371,000	89	234,300	277,900	333,800	353,300	370,200
90	236,900	281,400	335,000	354,400	371,300	90	234,800	279,400	334,100	353,600	370,500
91	237,200	282,800	335,300	354,600	371,600	91	235,300	280,900	334,400	353,800	370,800
92	237,500	284,100	335,600	354,800	371,800	92	235,600	282,300	334,700	354,000	371,000
93	237,800	285,400	335,800	355,000	372,000	93	236,100	283,700	334,900	354,200	371,200
94	238,200	286,700	336,000	355,200	372,300	94	236,500	285,000	335,100	354,400	371,500
95	238,500	287,900	336,200	355,400	372,500	95	236,800	286,300	335,300	354,600	371,700
96	238,700	289,100	336,400	355,600	372,700	96	237,100	287,500	335,500	354,800	371,900
97	239,000	290,300	336,600	355,800	372,900	97	237,400	288,700	335,700	355,000	372,100
98	239,400	291,400		356,000	373,200	98	237,800	290,000		355,200	372,400
99	239,700	292,600		356,200	373,400	99	238,100	291,200		355,400	372,600
100	240,000	293,800		356,400	373,600	100	238,400	292,400		355,600	372,800
101	240,300	295,000		356,500	373,800	101	238,700	293,600		355,700	373,000
102	240,600	296,200		356,700	374,000	102	239,000	294,800		355,900	373,200
103	240,900	297,300		356,900	374,200	103	239,300	295,900		356,100	373,400
104	241,200	298,300		357,100	374,400	104	239,600	297,000		356,300	373,600
105	241,500	299,400		357,200	374,600	105	239,900	298,100		356,400	373,800
106		300,200		357,400	374,800	106		298,900		356,600	374,000
107		301,000		357,600	375,000	107		299,700		356,800	374,200

	108		301,700		357,700	375,200		108		300,500		356,900	374,400	
	109		302,400		357,800	375,300		109		301,200		357,000	374,500	
	110		303,000		358,000	375,500		110		301,800		357,200	374,700	
	111		303,600		358,100	375,700		111		302,400		357,300	374,900	
	112		304,000		358,200	375,800		112		302,900		357,400	375,000	
	113		304,500		358,300	375,900		113		303,400		357,500	375,100	
	114		305,000		358,500			114		303,900		357,700		
	115		305,400		358,600			115		304,400		357,800		
	116		305,800		358,700			116		304,900		357,900		
	117		306,300		358,800			117		305,400		358,000		
	118		306,800					118		305,900				
	119		307,300					119		306,400				
	120		307,700					120		306,800				
	121		308,000					121		307,200				
	122		308,400					122		307,600				
	123		308,800					123		308,000				
	124		309,200					124		308,400				
	125		309,600					125		308,800				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		再任用職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		184,400	207,200	253,500	287,100	304,400				183,600	206,400	252,700	286,300	303,600

(企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成19年3月30日交規程第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(災害待機手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 前項の勤務に従事する者には、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める金額を支給する。</p> <p>(1) 1時間以上3時間未満 <u>2,800</u> 円</p> <p>(2) 3時間以上5時間未満 <u>4,350</u> 円</p> <p>(3) 5時間以上7時間未満 <u>5,900</u> 円</p> <p>(4) 7時間以上 <u>6,600</u>円</p> <p>3 [略]</p>	<p>(災害待機手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 前項の勤務に従事する者には、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める金額を支給する。</p> <p>(1) 1時間以上3時間未満 2,750 円</p> <p>(2) 3時間以上5時間未満 4,300 円</p> <p>(3) 5時間以上7時間未満 5,850 円</p> <p>(4) 7時間以上 6,500円</p> <p>3 [略]</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 令和5年12月1日を基準日とする期末手当の支給を受けない会計年度任用職員の給料及びこれに相当する報酬は、改正後の給与規程の規定にかかわらず、令和5年11月30日までの間は、なお従前の例による。

(神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程（令和5年3月神戸市交通管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程別表第1の改正規定（備考を除く。）を次のように改正する。

改正後										改正前										
別表第1 一般職給料表（第5条関係）										別表第1 一般職給料表（第5条関係）										
職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額			給料 月額								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額								
		[略]	[略]	[略]	[略]	304,500 (327,900) (381,900)	361,700	411,700	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	304,500	328,100	394,400	[略]	[略]

(給与の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細目の委任)

第4条 前条に定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月7日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第5号

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則(昭和32年12月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員が現に受ける給料(条例第10条の4の規定による調整額を含む。)の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、条例第8条の2第4項の規定に基づき、その達しない額に相当</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職員が現に受ける給料(条例第10条の4の規定による調整額を含む。)の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、条例第8条の2第4項の規定に基づき、その達しない額に相当</p>

する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を同条第2項に規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、それぞれその者が昇給し、又は年齢が増加した日以後における7月1日から行うものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上16歳未満	<u>156,</u> <u>400</u> 円	22歳 2月 以上 23歳 未満	<u>174,</u> <u>900</u> 円	28歳 10月 以上 29歳 8月 未満	<u>200,</u> <u>300</u> 円
16歳以上17歳未満	<u>158,</u> <u>600</u> 円	23歳 以上 23歳 10月 未満	<u>177,</u> <u>500</u> 円	29歳 8月 以上 30歳 6月 未満	<u>203,</u> <u>500</u> 円
17歳以上18歳未満	<u>160,</u> <u>700</u> 円	23歳 10月 以上 24歳 8月 未満	<u>180,</u> <u>600</u> 円	30歳 6月 以上 31歳 4月 未満	<u>206,</u> <u>900</u> 円
18歳以上18歳10月未満	<u>162,</u> <u>900</u> 円	24歳 8月 以上 25歳 6月 未満	<u>183,</u> <u>800</u> 円	31歳 4月 以上 32歳 2月 未満	<u>210,</u> <u>500</u> 円
18歳10月以上19歳8月未満	<u>165,</u> <u>000</u> 円	25歳 6月 以上 26歳 4月 未満	<u>187,</u> <u>000</u> 円	32歳 2月 以上 33歳 未満	<u>213,</u> <u>000</u> 円

する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を同条第2項に規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、それぞれその者が昇給し、又は年齢が増加した日以後における7月1日から行うものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上16歳未満	<u>144,</u> <u>400</u> 円	22歳 2月 以上 23歳 未満	<u>162,</u> <u>900</u> 円	28歳 10月 以上 29歳 8月 未満	<u>189,</u> <u>300</u> 円
16歳以上17歳未満	<u>146,</u> <u>600</u> 円	23歳 以上 23歳 10月 未満	<u>165,</u> <u>500</u> 円	29歳 8月 以上 30歳 6月 未満	<u>193,</u> <u>100</u> 円
17歳以上18歳未満	<u>148,</u> <u>700</u> 円	23歳 10月 以上 24歳 8月 未満	<u>168,</u> <u>700</u> 円	30歳 6月 以上 31歳 4月 未満	<u>197,</u> <u>000</u> 円
18歳以上18歳10月未満	<u>150,</u> <u>900</u> 円	24歳 8月 以上 25歳 6月 未満	<u>172,</u> <u>100</u> 円	31歳 4月 以上 32歳 2月 未満	<u>200,</u> <u>900</u> 円
18歳10月以上19歳8月未満	<u>153,</u> <u>000</u> 円	25歳 6月 以上 26歳 4月 未満	<u>175,</u> <u>400</u> 円	32歳 2月 以上 33歳 未満	<u>204,</u> <u>200</u> 円

19歳8月以上 20歳6月未満	<u>167,200</u> 円	26歳4月以上 27歳2月未満	<u>190,400</u> 円	33歳以上 33歳10月未満	<u>214,800</u> 円
20歳6月以上 21歳4月未満	<u>169,900</u> 円	27歳2月以上 28歳未満	<u>193,700</u> 円	33歳10月以上 34歳8月未満	<u>216,600</u> 円
21歳4月以上 22歳2月未満	<u>172,500</u> 円	28歳以上 28歳10月未満	<u>197,100</u> 円	34歳8月以上	<u>218,200</u> 円

19歳8月以上 20歳6月未満	<u>155,200</u> 円	26歳4月以上 27歳2月未満	<u>179,000</u> 円	33歳以上 33歳10月未満	<u>206,800</u> 円
20歳6月以上 21歳4月未満	<u>157,900</u> 円	27歳2月以上 28歳未満	<u>182,400</u> 円	33歳10月以上 34歳8月未満	<u>209,200</u> 円
21歳4月以上 22歳2月未満	<u>160,500</u> 円	28歳以上 28歳10月未満	<u>186,000</u> 円	34歳8月以上	<u>211,800</u> 円

4、5 [略]

4、5 [略]

別表（第5条の3関係）

別表（第5条の3関係）

ア 教育職給料表(2)

ア 教育職給料表(2)

職務の級	調整額
1級	8,700円。ただし、1号給にあっては <u>7,222円</u> 、2号給にあっては <u>7,272円</u> 、3号給にあっては <u>7,321円</u> 、4号給にあっては <u>7,371円</u> 、5号給にあっては <u>7,425円</u> 、6号給にあっては <u>7,488円</u> 、7号給にあっては <u>7,551円</u> 、8号給にあっては <u>7,614円</u> 、9号給にあっては <u>7,672円</u> 、10号給にあっては <u>7,735円</u> 、11号給にあっては <u>7,798円</u> 、12号給にあっては <u>7,861円</u> 、13号給にあっては <u>7,924円</u> 、14号給にあっては <u>7,996円</u> 、15号給にあっては

職務の級	調整額
1級	8,600円。ただし、1号給にあっては <u>6,646円</u> 、2号給にあっては <u>6,696円</u> 、3号給にあっては <u>6,745円</u> 、4号給にあっては <u>6,795円</u> 、5号給にあっては <u>6,849円</u> 、6号給にあっては <u>6,912円</u> 、7号給にあっては <u>6,975円</u> 、8号給にあっては <u>7,038円</u> 、9号給にあっては <u>7,096円</u> 、10号給にあっては <u>7,159円</u> 、11号給にあっては <u>7,222円</u> 、12号給にあっては <u>7,285円</u> 、13号給にあっては <u>7,344円</u> 、14号給にあっては <u>7,416円</u> 、15号給にあっては

	ては <u>8,068円</u> 、16号給にあつては <u>8,145円</u> 、17号給にあつては <u>8,217円</u> 、18号給にあつては <u>8,293円</u> 、19号給にあつては <u>8,370円</u> 、20号給にあつては <u>8,446円</u> 、21号給にあつては <u>8,518円</u> 、22号給にあつては <u>8,599円</u> 、23号給にあつては <u>8,680円</u>		ては <u>7,488円</u> 、16号給にあつては <u>7,560円</u> 、17号給にあつては <u>7,632円</u> 、18号給にあつては <u>7,708円</u> 、19号給にあつては <u>7,785円</u> 、20号給にあつては <u>7,857円</u> 、21号給にあつては <u>7,924円</u> 、22号給にあつては <u>8,005円</u> 、23号給にあつては <u>8,086円</u> 、24号給にあつては <u>8,163円</u> 、25号給にあつては <u>8,244円</u> 、26号給にあつては <u>8,325円</u> 、27号給にあつては <u>8,406円</u> 、28号給にあつては <u>8,487円</u> 、29号給にあつては <u>8,563円</u>
2級	10,700円。ただし、1号給にあつては <u>8,802円</u> 、2号給にあつては <u>8,883円</u> 、3号給にあつては <u>8,968円</u> 、4号給にあつては <u>9,054円</u> 、5号給にあつては <u>9,139円</u> 、6号給にあつては <u>9,225円</u> 、7号給にあつては <u>9,310円</u> 、8号給にあつては <u>9,396円</u> 、9号給にあつては <u>9,486円</u> 、10号給にあつては <u>9,571円</u> 、11号給にあつては <u>9,657円</u> 、12号給にあつては <u>9,742円</u> 、13号給にあつては <u>9,823円</u> 、14号給にあつては <u>9,904円</u> 、15号給にあつては <u>9,981円</u> 、16号給にあつては <u>10,057円</u> 、17号給にあつては <u>10,138円</u> 、18号給にあつては <u>10,201円</u> 、19号給にあつては <u>10,264円</u> 、20号給にあつては <u>10,327円</u> 、21号給にあつては <u>10,390円</u> 、22号給にあつては <u>10,480円</u> 、23号給にあつては <u>10,570円</u> 、24号給にあつては <u>10,660円</u>	2級	10,600円。ただし、1号給にあつては <u>8,248円</u> 、2号給にあつては <u>8,329円</u> 、3号給にあつては <u>8,415円</u> 、4号給にあつては <u>8,500円</u> 、5号給にあつては <u>8,586円</u> 、6号給にあつては <u>8,671円</u> 、7号給にあつては <u>8,757円</u> 、8号給にあつては <u>8,842円</u> 、9号給にあつては <u>8,932円</u> 、10号給にあつては <u>9,022円</u> 、11号給にあつては <u>9,112円</u> 、12号給にあつては <u>9,202円</u> 、13号給にあつては <u>9,292円</u> 、14号給にあつては <u>9,387円</u> 、15号給にあつては <u>9,477円</u> 、16号給にあつては <u>9,567円</u> 、17号給にあつては <u>9,657円</u> 、18号給にあつては <u>9,733円</u> 、19号給にあつては <u>9,810円</u> 、20号給にあつては <u>9,886円</u> 、21号給にあつては <u>9,963円</u> 、22号給にあつては <u>10,057円</u> 、23号給にあつては <u>10,152円</u> 、24号給にあつては <u>10,246円</u> 、25号給にあつては <u>10,341円</u> 、26号給にあつては <u>10,435円</u> 、27号給にあつては <u>10,530円</u>
[[略]	[[略]

略]	
4級	11,500円
5級	12,500円

略]	
4級	11,400円
5級	12,400円

イ 教育職給料表(3)

職務の級	調整額
1級	8,000円。ただし、1号給にあつては7,200円、2号給にあつては7,258円、3号給にあつては7,317円、4号給にあつては7,375円、5号給にあつては7,429円、6号給にあつては7,488円、7号給にあつては7,546円、8号給にあつては7,609円、9号給にあつては7,663円、10号給にあつては7,722円、11号給にあつては7,785円、12号給にあつては7,843円、13号給にあつては7,906円、14号給にあつては7,978円
2級	9,900円。ただし、1号給にあつては7,992円、2号給にあつては8,073円、3号給にあつては8,154円、4号給にあつては8,235円、5号給にあつては8,307円、6号給にあつては8,392円、7号給にあつては8,478円、8号給にあつては8,559円、9号給にあつては

イ 教育職給料表(3)

職務の級	調整額
1級	7,900円。ただし、1号給にあつては6,624円、2号給にあつては6,682円、3号給にあつては6,741円、4号給にあつては6,799円、5号給にあつては6,853円、6号給にあつては6,912円、7号給にあつては6,970円、8号給にあつては7,033円、9号給にあつては7,087円、10号給にあつては7,146円、11号給にあつては7,204円、12号給にあつては7,263円、13号給にあつては7,326円、14号給にあつては7,398円、15号給にあつては7,465円、16号給にあつては7,537円、17号給にあつては7,600円、18号給にあつては7,672円、19号給にあつては7,744円、20号給にあつては7,812円、21号給にあつては7,884円
2級	9,800円。ただし、1号給にあつては7,398円、2号給にあつては7,479円、3号給にあつては7,560円、4号給にあつては7,641円、5号給にあつては7,713円、6号給にあつては7,798円、7号給にあつては7,884円、8号給にあつては7,965円、9号給にあつては

	8,649円、10号給にあつては8,730円、11号給にあつては8,811円、12号給にあつては8,892円、13号給にあつては8,977円、14号給にあつては9,045円、15号給にあつては9,112円、16号給にあつては9,180円、17号給にあつては9,247円、18号給にあつては9,333円、19号給にあつては9,414円、20号給にあつては9,490円、21号給にあつては9,576円、22号給にあつては9,643円、23号給にあつては9,711円、24号給にあつては9,778円、25号給にあつては9,846円
3級	11,100円

	8,050円、10号給にあつては8,127円、11号給にあつては8,208円、12号給にあつては8,289円、13号給にあつては8,374円、14号給にあつては8,451円、15号給にあつては8,532円、16号給にあつては8,613円、17号給にあつては8,694円、18号給にあつては8,779円、19号給にあつては8,865円、20号給にあつては8,950円、21号給にあつては9,040円、22号給にあつては9,130円、23号給にあつては9,220円、24号給にあつては9,310円、25号給にあつては9,391円、26号給にあつては9,486円、27号給にあつては9,576円、28号給にあつては9,666円、29号給にあつては9,747円
3級	11,000円

ウ 教育職給料表(5)

職務の級	調整額
1級	8,400円。ただし、1号給にあつては7,857円、2号給にあつては7,924円、3号給にあつては7,996円、4号給にあつては8,064円、5号給にあつては8,140円、6号給にあつては8,226円、7号給にあつては8,307円、8号給にあつては8,392円

ウ 教育職給料表(5)

職務の級	調整額
1級	8,400円。ただし、1号給にあつては7,281円、2号給にあつては7,348円、3号給にあつては7,416円、4号給にあつては7,483円、5号給にあつては7,560円、6号給にあつては7,645円、7号給にあつては7,726円、8号給にあつては7,807円、9号給にあつては7,888円、10号給にあつては7,983円、11号給にあつては8,073円、12号給にあつては8,158円、13号給にあつては8,244円、14号給に

			あつては8,338円
2級	11,000円。ただし、1号給にあつては <u>8,590円</u> 、2号給にあつては <u>8,685円</u> 、3号給にあつては <u>8,779円</u> 、4号給にあつては <u>8,874円</u> 、5号給にあつては <u>8,968円</u> 、6号給にあつては <u>9,067円</u> 、7号給にあつては <u>9,162円</u> 、8号給にあつては <u>9,256円</u> 、9号給にあつては <u>9,355円</u> 、10号給にあつては <u>9,463円</u> 、11号給にあつては <u>9,571円</u> 、12号給にあつては <u>9,675円</u> 、13号給にあつては <u>9,778円</u> 、14号給にあつては <u>9,850円</u> 、15号給にあつては <u>9,922円</u> 、16号給にあつては <u>9,994円</u> 、17号給にあつては <u>10,071円</u> 、18号給にあつては <u>10,120円</u> 、19号給にあつては <u>10,170円</u> 、20号給にあつては <u>10,219円</u> 、21号給にあつては <u>10,269円</u> 、22号給にあつては <u>10,345円</u> 、23号給にあつては <u>10,422円</u> 、24号給にあつては <u>10,494円</u> 、25号給にあつては <u>10,561円</u> 、26号給にあつては <u>10,647円</u> 、27号給にあつては <u>10,732円</u> 、28号給にあつては <u>10,818円</u> 、29号給にあつては <u>10,903円</u>	2級	11,000円。ただし、1号給にあつては <u>7,996円</u> 、2号給にあつては <u>8,091円</u> 、3号給にあつては <u>8,185円</u> 、4号給にあつては <u>8,280円</u> 、5号給にあつては <u>8,370円</u> 、6号給にあつては <u>8,464円</u> 、7号給にあつては <u>8,559円</u> 、8号給にあつては <u>8,653円</u> 、9号給にあつては <u>8,752円</u> 、10号給にあつては <u>8,869円</u> 、11号給にあつては <u>8,986円</u> 、12号給にあつては <u>9,103円</u> 、13号給にあつては <u>9,225円</u> 、14号給にあつては <u>9,301円</u> 、15号給にあつては <u>9,378円</u> 、16号給にあつては <u>9,454円</u> 、17号給にあつては <u>9,535円</u> 、18号給にあつては <u>9,607円</u> 、19号給にあつては <u>9,679円</u> 、20号給にあつては <u>9,751円</u> 、21号給にあつては <u>9,814円</u> 、22号給にあつては <u>9,900円</u> 、23号給にあつては <u>9,985円</u> 、24号給にあつては <u>10,071円</u> 、25号給にあつては <u>10,138円</u> 、26号給にあつては <u>10,228円</u> 、27号給にあつては <u>10,318円</u> 、28号給にあつては <u>10,408円</u> 、29号給にあつては <u>10,494円</u> 、30号給にあつては <u>10,615円</u> 、31号給にあつては <u>10,737円</u> 、32号給にあつては <u>10,858円</u> 、33号給にあつては <u>10,975円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年3月人委規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1 医師等支給額表（第6条関係）		別表第1 医師等支給額表（第6条関係）	
期間の区分	支給月額	期間の区分	支給月額
	円		円
16年未満	251,700	16年未満	251,200
16年以上17年未満	249,100	16年以上17年未満	248,600
17年以上18年未満	246,500	17年以上18年未満	246,000
18年以上19年未満	243,900	18年以上19年未満	243,400
19年以上20年未満	241,300	19年以上20年未満	240,800
20年以上21年未満	238,700	20年以上21年未満	238,200
21年以上22年未満	227,300	21年以上22年未満	226,200
22年以上23年未満	215,400	22年以上23年未満	214,300
23年以上24年未満	203,400	23年以上24年未満	202,300
24年以上25年未満	191,600	24年以上25年未満	190,500
25年以上26年未満	179,800	25年以上26年未満	178,700
26年以上27年未満	165,400	26年以上27年未満	164,300
27年以上28年未満	151,100	27年以上28年未満	150,000
28年以上29年未満	136,800	28年以上29年未満	135,700
29年以上30年未満	122,500	29年以上30年未満	121,400

30年以上31年未満	107,500	30年以上31年未満	106,400
31年以上32年未満	92,700	31年以上32年未満	91,600
32年以上33年未満	77,500	32年以上33年未満	76,400
33年以上34年未満	59,500	33年以上34年未満	57,300
34年以上35年未満	41,100	34年以上35年未満	38,900
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則及び初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。